

黒社会犯罪（組織犯罪）の新中国成立後の変遷・法則・展望

何 秉 松
馬 強
長 井 圓
井 圓 (監訳)

目 次

- 一 黒社会勢力の中華人民共和国建国初期の壊滅
 - 1 黒社会犯罪組織の起源
 - 2 黒社会勢力の新中国成立（一九四九年）後の追放
 - (1) 匪賊の追放
 - (2) 反革命の鎮圧
 - (3) 麻薬の取締
 - (4) 売春婦の取締
 - 3 黒社会勢力の滅亡原因
- 二 黒社会犯罪の中国大陸における二五年間の歴史的空白

- 1 犯罪統計による分析（一九五三年～一九七八年）
- 2 黒社会犯罪の不発生原因
- 三 黒社会犯罪の改革開放後の発展
 - 1 黒社会犯罪の概念
 - 2 黒社会犯罪の第一次発展（一九七九年～一九九〇年）
 - (1) 国内黒社会犯罪の発展
 - (2) 国外黒社会犯罪の浸透
 - 3 黒社会犯罪の第二次発展（一九九一年～二〇〇〇年）
 - (1) 国内黒社会犯罪の変化
 - (2) 国外黒社会犯罪の浸透
- 四 黒社会犯罪発展の特質と法則
 - 1 黒社会犯罪の改革開放後の特色
 - 2 黒社会犯罪組織の諸要因
 - (1) 組織度の強化
 - (2) 組織的暴力への変化
 - (3) 経済基盤の確立・強化
 - (4) 勢力範囲の確立・拡大・争奪
 - (5) 犯罪組織発展の二段階
 - (6) 犯罪事情の大きな変化
 - (7) 犯罪組織発展における警察の腐敗・結託
 - (8) 犯罪組織による犯行の多様化
- 五 黒社会犯罪の発展動向
 - 1 見解の対立（黒社会犯罪存在の否定説）
 - 2 我々の予測（黒社会犯罪存在の肯定説）

〔監訳者あとがき〕

一 黒社会勢力の中華人民共和国建国初期の壊滅

1 黒社会犯罪組織の起源

旧中国の「黒社会組織」「犯罪組織」の起源は古い。それは、イタリアのマフィア・日本の暴力団（雅庫札・ヤクザ）と同じように、世界最古の歴史を持つ三黒社会組織とされている。旧中国の黒社会組織は、清代の三大秘密結社である「天地会」（テンデンヘイ）・「青幫」（チェンバン）・「哥老会」（紅幫・ホンバン）に由来する。「天地会」は、清の康熙一三年（一六七四年）の創立とされている。⁽¹⁾ イタリア・マフィアの起源は、一三世紀ないし一六世紀の農民秘密結社である、とする主張もあるが、実際には一九世紀イタリアの社会・政治・経済の変動に伴い発生した犯罪組織である。日本の暴力団の由来についても、諸説が対立するが、日本の学者に一般的に認められているのは、一八世紀の中葉から末期までに博徒または的屋で構成された集団である。しかし、マフィアにせよ暴力団にせよ、歴史的にも現在も、旧中国の黒社会全盛期の「栄光」には及ばないであろう。

秘密結社および黒社会勢力は、旧中国の特殊な歴史的条件下において異常な速度で発展し、清朝末期から中華民国成立の間に全国的に蔓延した。当時の全国的な秘密結社組織の主要なものとして、「青幫」、「洪幫」および「哥老会」がある。青幫は、主に浙江・江西・江蘇・河南・山東・河北等の地域、洪幫は、主に四川・陝西・湖南・湖北・広東・広西の地域、また、洪幫から派生した哥老会は、主に四川・陝西・江蘇・湖南・湖北・広東・貴州・新疆の地域を勢力範囲としていた。四川の哥老会は、「袍哥」（パオガ）とも呼ばれていた。中国東部の上海と西部の四川は、清末以降、秘密結社組織の勢力最強の地域である。上海の秘密結社組織には、公認の首領がいるが、四川の「袍哥」には、幾多の勢力が林立し、統一的な従属関係がなかった。当時、上海の組織は、上海以外の地

方にまで勢力を拡大し、政権担当者と気脈を通じて浸透し合い、多数の軍閥・官僚・政界人が秘密結社組織の首領を兼任するなど、複雑な関係を維持していた。最も典型的な例は、黄金榮・杜月笙・張嘯林を首領とする上海の三大秘密結社組織と蔣宗族（蒋介石）・宋宗族（宋子文）・孔宗族（孔祥熙）・陳宗族（陳立夫）の四大宗族との結託である。このような政治的支援を背景に、秘密結社をはじめとする黒社会勢力は、非合法経済の支配力を一段と高めた。このような非合法経済の発展は、徐々に秘密結社組織と各政治勢力とを結びつける架橋となり、更なる政治腐敗を進行させた。こうして非合法経済と融合した反革命政権・黒社会勢力は、旧中国の黒金政治を生み出した。

国民党政権打倒のための解放戦争は、旧中国の黒金政治に壊滅的打撃を与えたが、中華人民共和国成立初期の社会治安は、依然として厳しい状況にあった。国民党は、中国の西南・華南等の沿岸部に一〇〇万人に上る武装部隊を残して、強く抵抗した。内陸部でも、国民党の残留勢力は、現地組織の首領と結託し、土着ゲリラとして人民政権に抵抗した。彼らは、中国への帝国主義の内政干渉と第三次世界大戦の勃発とに希望を託し、政権回復を意図した。国民党に長期従属していた秘密結社・黒社会勢力は、中華人民共和国成立初期における主要な反人民勢力であった。

2 黒社会勢力の新中国成立（一九四九年）後の追放

一九四九年の中華人民共和国成立後、人民政府は、国民党支配から離脱しない秘密結社組織・黒社会を徹底的に打撃・鎮圧し、匪賊・悪徳首領の追放、反革命の鎮圧、麻薬の撲滅、売春婦の取締も行って、当時の反社会的現象に壊滅的打撃を与えた。

（1）匪賊の追放

中華人民共和国の成立後、人民解放軍は、共産党中央軍事委員会の「国民党残留部隊肅清統一作戦計画」に基づき、

華南・西南に進軍して国民党残留部隊を撃破し、白崇喜・胡宗南・宋希廉部隊も全滅させ、さらに、一九五〇年四月の渡海作戦で海南等を解放し、雲南・四川の大部分も無血解放した。一九五〇年六月までに、一三〇万人の国民党残留部隊が殲滅され、チベット・台湾および少数の島々を除く中国領土の大部分が解放された。この時期の土着匪賊の活動は非常に活発であった。当時の統計によれば、一九五〇年の全中国には一〇〇万人余の武装土着匪賊、西南部には最多の六六万五〇〇〇人がいた。これらの土着匪賊は、国民党の残留武装部隊・潰走部隊・武装秘密結社組織に、国民党の間諜員・将校・士官を中心とする封建勢力・反動的秘密結社組織が加わり、ゲリラの形態で住民を煽動し、人民政府に対抗していた。中でも武装秘密結社組織は、極めて悪質であって、反乱の策動、地方都市への侵攻、人民解放軍の兵士・士官および人民政府幹部の殺害、食糧・軍用武器の略奪、強姦、麻薬売買、通貨偽造等の卑劣な犯行を繰り返した。しかし、中国人民解放軍の大規模な肅清作戦によって、壊滅的な打撃を受けた。一九五〇年六月までに、計一〇〇万人の土着匪賊が殲滅され、武装秘密結社組織も全滅の運命を辿った。

(2) 反革命の鎮圧

国民党の台湾敗走後も中国大陆に残留した多くの反革命主義者は、一九五〇年六月の朝鮮戦争の際、「第三次世界大戦」が勃発して蒋介石の「大陸反攻」が開始されるといふ誤った認識から、活発に反革命活動を行い、工場・鉄道の破壊、倉庫・住宅への放火、食糧・財貨の略奪、住民の煽動、内乱の煽動、末端人民政府の襲撃、共産党幹部・革命支持者の殺害等を繰り返した。一九五〇年までに解放された区域では、計四万人弱の革命幹部・一般国民が反革命主義者に殺害された。このような状況に対し、土着匪賊・悪徳首領・常習匪賊・密偵・反革命集団の主要構成員を主な規制対象として、反革命鎮圧闘争が一九五〇年一二月から全国規模で実施され、秘密結社組織の首領ではないが他の反革命勢力の構成員である者も、取締の重点とされた。この反革命鎮圧闘争は、一九五一年一〇月には完了し、

国民党の大陸残留反革命勢力の大部分が肅清された。一時旺盛を極めた匪賊、また旧中国歴代政府も完全に全滅しえなかつた広西・湘西の土着匪賊、さらには都市部の黒社会勢力も、この鎮圧作戦によって肅清され、中華人民共和国建国後の社会治安は、従来にない安定をみせた。

(3) 麻薬の取締

麻薬は、最も営利的な非合法経済であり、多様な悪勢力の資金源とされる。旧中国で麻薬経済が相当の規模に達した原因は、正にこれらの悪勢力にある。帝国主義勢力・北洋軍閥・国民党軍隊および当時の政府要員・地方勢力・土着匪賊・悪徳首領・麻薬商人等は、例外なく麻薬の氾濫と密接な関係を有していた。中でも重要かつ悪質な役割を果たしたのは、反革命秘密結社組織をはじめとする黒社会勢力であった。中華人民共和国の成立後、これらの悪勢力は大きな打撃を受けたが、麻薬犯罪は依然として厳しい情勢にあった。建国初期の統計によると、当時の全中国の麻薬栽培面積は一〇〇万ヘクタール余、麻薬生産従事者は三〇万人余、麻薬使用者は約二〇〇〇万人に上った。特に深刻だったのは西南地方であり、例えば貴州省では、解放〔中華人民共和国建国〕当時一四〇〇万人の全人口のうち、麻薬吸食者が約三〇〇万人で二一・一四%を占めた。省都の貴陽市では、二二万の人口のうち約四万人が麻薬吸食者であり、二万の麻薬吸食所があった。歴史遺産で名高い遵義では、解放前の人口六万人に対し、四〇〇以上の麻薬吸食所が存在した。また、地方都市の平越県は、全人口の七五%が麻薬吸食者となり、想像を絶する状況にあった。麻薬の長期吸食の結果、家族が没落・離散し、身売りされる子供、売春婦となる者、乞食になる者、強盗・匪賊になる者が続出した。こうした状況によって、社会の安定は大きく損なわれた。

中央人民政府政務院〔現國務院〕は、一九五〇年二月二四日「阿片麻薬厳禁に関する通達」を発した。これを受けて、中国の中南・西南・華東・東北・西北・内モンゴルの軍政委員会は、「阿片麻薬禁止執行令」を相次いで公布し、全

国規模の阿片麻薬禁止運動を展開した。その主な内容は、吸食者の登録、阿片麻薬の提出強制、戒毒所設置による薬物禁絶、阿片の栽培収穫の禁圧、麻薬の生産販売の厳罰等であった。麻薬の栽培・運送・販売・吸食という四つの連結点のうち、運送販売が取締の重点とされ、また阿片麻薬の流通根絶を狙って、被押収麻薬の公開焼却を行った。麻薬の氾濫が極めて深刻な雲南省昆明市で一九五〇年一二月下旬に公開焼却された麻薬は、一万一〇〇〇キログラムに達した。当時の西南軍政委員会の統計によると、一九五〇年の西南地域だけで計九万四八〇〇キログラムの麻薬および二万点の麻薬吸食器具が押収され、五四〇〇カ所の麻薬吸食所が取締を受け、一万人余の麻薬生産販売従事者が逮捕され、三七人の麻薬首領が死刑に処せられた。不完全な統計ではあるが、中国の華北・東北・華東・西北の四大地域では、一九五二年までに約二四五万キログラムの麻薬が押収され、上海・北京・天津の三都市だけで数千人の麻薬販売者が逮捕され、一五四五万ヘクタールの栽培地が潰滅され、六〇万人の吸食者のうち四〇万人が禁絶に成功した。しかしながら、旧中国以来の麻薬の禍害は相当根深く、根本的な根絶は不可能であった。

一九五二年には、麻薬の徹底的撲滅運動が行われた。これにより、鉄道・航空・郵便・公安・司法・税務など全国各地の官庁の国家公務員が不法商人・麻薬販売者・不良青少年の犯行を庇護・隠蔽するなどの事件が判明した。例えば、鉄道管理局の職員は、麻薬販売者から賄賂を授受して、外国から大量の阿片・ヘロインを国内に流入させていた。天津・武漢でも、類似事件が究明された。こうした状況を受けて、中央政府は、一九五二年四月に「麻薬の流通阻止に関する指示」を発して、全国各地で大規模な麻薬撲滅運動を展開し、麻薬犯の処罰と教育改造を併行させ、少数の卑劣な麻薬犯罪者を処罰し多数を教育改造する規制を行った。同時に、全国規模の宣伝活動を展開して、大衆を説得・動員し、麻薬犯罪者との闘争に参加させた。これにより、当時全国で計一三二万件の告発・情報が大衆から寄せられた結果、二二万人余の麻薬犯罪者の逮捕、三四万人余の麻薬関与者の公安当局への自首へと結実し、麻薬撲滅運

動は大成功を収めた。

これら一連の麻薬撲滅運動では、個別的処分を行う政策が終始重視された。従属犯・偶然犯・麻薬犯の家族および多勢の麻薬吸食者を更生させ、撲滅運動への支持を得る一方、麻薬の製造・販売・運送に関与した麻薬犯を重点的に取り締まって、押収した麻薬・吸食器具・製造器機を公開焼却処分した。一九五二年一月までに、五万一千二百七人の麻薬犯罪者が処罰され、三三九万キログラムの麻薬、二三五台の麻薬製造器機、二六三台の各種吸食器具、さらに政府の取締に対抗するための無反動砲二門・機関銃五丁・歩兵銃八七七丁・弾薬八万発・手榴弾一六七発・爆弾一六発・電報発信機六台を押収した。その後も、政務院の「麻薬排除、阿片栽培禁止および農村部残存麻薬の提出に関する指示」に基づく徹底的な麻薬撲滅運動によって、麻薬吸食注射の取締、農村部残存麻薬の撤収、阿片栽培の禁止が行われた。このような三年間の弛みない努力によって、数千万人に上る麻薬吸食を禁絶させ、阿片の栽培・製造・販売・吸食を全国的に根絶させた。一九五二年の麻薬撲滅運動から一九七〇年代末まで、少数民族住居地で稀に行われる阿片の栽培販売を除けば、当時の中国では全国的に麻薬犯罪が撲滅された。こうして、国際世論は、中国を「無毒国」と呼ぶようになった。

(4) 売春婦の取締

中国の売春婦の存在には、二〇〇〇年余の歴史がある。その起源は、漢ないし唐の時代まで遡る。歴代の封建社会には、例外なく売春婦が存在し、中華民国初期には空前の繁栄をみせた。解放前の中国全土には、約一万の遊郭があったと推定されている。遊郭の多くは大都市・鎮〔町〕・港湾地域に集中し、地下の闇世界に身売りされた売春婦も多勢いた。旧中国には、町中に遊郭が建ち並んでいたもので性病が蔓延し、建国初期の統計によると全国で約一〇〇万人以上が性病に罹患していた。上海は、遊郭が早くから栄え、最も集中していた都市である。国民党官僚・不良青少

年・悪徳首領と複雑な政治的癒着関係にあった遊郭経営者は、解放直前に慌ただしく香港・台湾に逃亡したため、相当数の遊郭が閉鎖された。解放直後の上海公安局の統計によると、一九四九年一月に登録されていた八〇〇の遊郭・四〇〇〇人の売春婦は、同年五月には五二五カ所・二二二七人にまで減少した。

中華人民共和国の成立後まもなく、売春婦の取締が開始され、一定条件を満たす必要性の大きい都市から優先的に遊郭の閉鎖が行われた。例えば、北京では、事実を調査した上で期間限定の一斉撤去という断固とした措置がとられた。一九四九年一月に平和解放された北京では、同年五月から北京市公安局による遊郭の調査が始まり、同年十一月の第二次北京市各界人民代表会議は、「遊郭の閉鎖に関する決議」を採択して、直ちに全遊郭の閉鎖を行う決定をした。こうして、遊郭の財産は押収され、遊郭の経営者・支配人らが審問処理され、売春婦には集中訓練・性病治療・思想改造が施された。家族のある者は家庭に戻し、結婚相手のある者には結婚を勧め、家族・結婚相手のない者は技術学校に通わせて生産業務に従事させた。この十一月の会議は、閉会后一二時間以内に北京市公安局・民政局・婦人連合会による遊郭閉鎖指揮部を編成する徹底ぶりであり、計二二四カ所の遊郭の閉鎖、二二八八名の売春婦の収容、四二四人の経営者・支配人の逮捕という成果を収めた。一九五〇年、北京市は、三回に分けて遊郭経営者・支配人の処分を行い、一人に死刑、多数の者に有期懲役を言渡した。青島・秦皇島・洛陽・長沙等の都市でも同様の措置がとられ、遊郭の閉鎖、売春婦の収容・教育・改造が行われた。

これに対し、天津・上海・武漢・太原等の都市では、売春業を生活手段とする者が多く、これらの者を一度に就職させるのは困難と判断されたため、遊郭の閉鎖が直ちに行われなかった。その代替策として、遊郭管理を強化し売春婦増加を抑制して、遊郭・売春婦の暫減をめざし、取締条件が整い次第、徹底した閉鎖措置を実行した。この管理強化政策により、遊郭の数は一九五〇年四月までに二四〇カ所も減少した。一九五二年頃には大部分の都市で売春業

が凋落に転じたので、各地の政府は、この機に短期間の遊郭一斉撤去を行った後、教養院を開設して収容者の性病治療・生産業務従事の政策を実行する一方で、罪の重大な遊郭経営者等には国民感情を考慮して処罰を行った。しかし、一九五四年、一部の地域で依然として売春行為が行われていることが判明した。そこで、公安部は、闇の地下世界で売春を続けていた売春婦を収容し、再教育を実施した。こうして、一九五六年、二千年も続いた売春が中国大陸から徹底的に根絶され、人民政府主導の売春取締運動は全面的勝利を収めた。

匪賊の軍事的掃討と肅清、反革命の鎮圧、麻薬の禁止、売春の取締を通じて、中国大陸の反革命秘密結社組織と代表的な黒社会組織・黒社会勢力は、壊滅的打撃を受けた。台湾・香港・マカオの黒社会勢力を除いて、黒社会勢力は、中国大陸から徹底的に肅清された。

3 黒社会勢力の滅亡原因

中華人民共和国から黒社会勢力・黒社会犯罪が短期間で迅速に消滅した原因は、何であろうか。

旧中国では、秘密結社組織をはじめとする黒社会組織が、全国的に勢力を拡大し、地域に深く根差し、強大な勢力を誇り、犯罪行為を活発に繰り広げていた。中華人民共和国成立後の僅少数年で、それが完全に姿を消した理由が問われる。

その根本的な原因は、次の点にある。当時の黒社会勢力・黒社会犯罪の肅清運動は、強大な新生政権による旧政権・旧社会撲滅運動の一部であった。それゆえ、軍事掃討・暴力鎮圧・大衆革命闘争の三者を融合した強力な手段が用いられた。このような強烈な革命の嵐の衝撃を受け、いかなる黒社会組織・黒社会勢力も、存続しえなかつたのである。

第一に、旧中国の黒社会勢力は、解放前の国民党政権と密接な関係があり、多くの黒社会首領は、当時の国民党の

軍・政府・警察・憲兵の要員または地方勢力の首領でもあり、当時の国民党政権の構成部分であった。我々が腐敗排除のために当時の国民党機関を壊滅したことは、同時に黒社会主要勢力の壊滅でもあったのである。

第二に、数多くの秘密結社組織をはじめとする黒社会武装勢力の多くが解放直後に土着匪賊として活動し、黒社会の主要構成員も新政権打倒に参加し、秘密結社組織の首領は、一地方を占拠して覇者を名乗っていた。これらの者は、解放後の土着匪賊・反革命鎮圧の闘争で滅亡する運命にあった。

第三に、解放後、土地改革その他の民主改革が実施され、黒社会組織・黒社会勢力の存立基盤を徹底的に除去した。建国後の土地改革は、中国史上最大の土地改革運動であり、（既存の解放区の農民を含め）全国で三億人の小作人が、無償で土地・多くの生産手段を取得した。また、毎年地主に納めていた三五〇億キログラムの食糧も、納付を免除された。こうして、わが国では、何千年にも及ぶ封建社会制度の基礎である地主土地所有制度が消滅し、農村部の浮浪農民問題は根本的に解決された。この他にも多様な民主改革が行われ、一九五〇年には、国営工業企業・鉱山企業・交通企業で段階的な民主改革が展開され、規制緩和、労働者を圧迫する旧制度の撤廃、企業の民主的管理を実現した。これにより、労働大衆の中に潜伏する封建結社の意識・環境も失われた。旧社会から残された売買春・麻薬売買吸食・賭博の取締は、旧中国の統治勢力・悪質現象との闘争と同一視しうる。民主的意識の芽生えは、民主改革の成功のみならず、黒社会勢力の存在基盤の除去までも実現したのである。

二 黒社会犯罪の中国大陸における二五年間の歴史的空白

1 犯罪統計による分析（一九五三年～一九七八年）

黒社会犯罪は、一九五〇年代初頭から一九七〇年代末までの間、中国大陸から完全に消滅した。この二五年間

年	1950	1951	1952	1953	1954	1955
発生数	513,461	332,461	243,003	292,308	392,229	325,829
年	1956	1957	1958	1960	1960	1961
発生数	180,075	298,031	211,068	210,025	222,734	421,934
年	1962	1963	1964	1965	...	1972
発生数	324,639	251,226	215,352	216,125		402,573
年	1973	1974	1975	1976	1977	
発生数	535,820	516,419	475,432	488,813	548,415	

(一九五三年～一九七八年)、黒社会は、社会現象としても全く認識されえず、中国大陸は、刑事事件の発生数・発生率⁽²⁾が最も低い治安良好な時期を迎えていた(上記表参照)。

この表には、一九六六年～一九七一年の統計資料が記載されていない。その理由は、この時期が「文化大革命」の最中のため、公安機関の統計関係者は通常の職務さえ遂行しえなかったからである。しかも、この時期には、国民の行動の善悪が、混乱して白黒が逆になることさえあった。無辜の者が有罪とされたり、実際に重い罪責を負わねばならない者が無罪とされたりした。このような時期の統計が当時の犯罪状況を正確に反映しているかは、甚だ疑問である。それゆえ、「文化大革命」中の数値については、真実の状況を基に具体的な分析を行う必要がある、そのままの数値を根拠に結論を下すのは正しくない。ともあれ、全般的にみれば、この二五年間の治安状況が良好なことは、争いのない事実である。特に一九六四年～一九六六年は、年間の事件発生率が〇・〇三%にとどまり、「拾得物は返還され、深夜の施錠も必要ない」状況が多く地域で続いていた。この時期は、中国の社会治安の黄金時代であり、当時の中央人民政府は、水晶のように明るく北京の社会治安をめざしていた。これは、単に夢のような構想にすぎないが、当時の社会治安がいかに良好であったかを物語っている。

周知のように、この時期の中国国民の日常生活は、豊かなものではなく、国内外の政治経済・行政機関の上下格差など数多くの矛盾葛藤があった。アメリカを中心とす

る中国の封じ込め、旧ソ連との破局、インドとの国境武力衝突、ベトナム戦争、農工業の大増産をめざした大躍進、人民公社運動、反右傾運動、反右翼運動、自然災害、経済的難局など、「文化大革命」まで国内には数多くの悲劇が続出した。最大の損害は、自然災害と凶作であった。国内の食糧生産は一九五九年から大幅に減少し、同年の収穫量は一七〇〇億キログラムにとどまった。一九六〇年は、さらに悪化して一四三五億キログラムに減少し、軽工業生産も急激に下落し、国民は建国後最大の経済的難局に直面した。一九六〇年は、一九五七年と比較すると、国民平均食糧消費量が一九・四％も減少し、特に農付部の減少は二三・七％にも達した。植物食用油と肉の摂取量も減少し、多くの地域では栄養不良による浮腫病罹患患者・餓死者が続出した。その後の正式な統計によると、一九六〇年の全国の人口は、前年より一〇〇〇万人も減少した。

このような矛盾葛藤のために山積の難問・生産力の低下を抱え、国民生活が貧困を極めた社会において、非常に低い事件発生率と良好な社会治安が維持された原因は、そもそも何であろうか。特に、黒社会（性）犯罪が発生しなかった原因が説明される必要がある。

2 黒社会犯罪の不発生原因

我々の見解では、その主な原因は、次の四点にある。

(1) 経済的要因

新中国建国後、一九五三年以降の初期建国路線では、三期五箇年計画による社会主義工業化の実現が目標として定められた。つまり、農業・手工業・資本主義商工業から社会主義工業への改造である。ところが、目標実現を急ぎすぎ、一五年間の目標が五年たらずで達成されてしまった。これは、当時の中国の生産力がまだ低いことを考慮せず、資

本主義経済の完全排除を目的に純粹な社会主義工業化を推進した結果であった。旧ソ連式の社会主義体制が模範とされながら、旧ソ連よりも厳格な計画経済体制の構築が目標とされたのである。このような高度の集中と統一・厳格な価格管理・行政指令に基づく計画経済体制は、科学技術の進歩の阻害、資源の大量消費、国民と企業の積極性・創造性の抑制をもたらし、経済の発展を長期停滞させた。当時の国家経済は、崩壊寸前だったといっても過言でない。貧困と物資不足は、客観的にも主観的にも、不法手段により利益を獲得する犯罪を封印した。なぜなら、普遍的な貧困に基づく平等主義は、国民間の財産・地位の格差を縮小するので、低収入者が犯罪団体を結成して不法利益を獲得する意欲を弱めるからである。また、国全体が商品経済を否定したため、商品経済の損益が無視され、商品経済に起因する犯罪要因もなくなった。

(2) 政治的要因

当時の中国は、中央集権政府および強固な無産階級専政政権を樹立した。この時期は、政治面・組織面において緊密かつ効果的な全国支配が行われ、強大な中央政府以外にも、共産党組織・共産主義青年团组织など多様な社会団体・治安団体・大衆組織が設立された。特に農村部の人民公社は、農民を一定範囲に集結させ、全国を統一管理下に置いた。

毛沢東は、このような支配体制について、『胡風反革命集团資料』の編者はしがきで、次のように弁解し、胡風を批判している。「胡風は、「読者の大多数は、組織で生活する中で、その強制的雰囲気を感じていた」と述べている。しかし、我々は、人民と共に、命令により強制する方法に反対し、民主的に説得する方法を堅持してきた。そこには自由な雰囲気があり、それゆえ、「強制」という胡風の指摘は誤りである。「大多数の読者が組織内で生活すること」は、極めて望ましい状況であり、この何千年になかったことである。人民は、共産党の指導下で長期の苦しい闘争を完遂

しえたからこそ、反動派の搾取圧迫を促進する砂のような散逸状態を脱するために団結することができるようになり、また革命勝利後数年で、今日の大団結を実現しえたのである。胡風のいう「強制」とは、反革命主義者に対する強制を意味する。そのために、反革命主義者は、「若妻のように殴打されるのではないか、咳一つが録音されるのではないか」と常に恐怖心を抱いている。これも、この何千年になかった好ましい状況である。人民が共産党の指導下で長期の苦しい闘争を完遂しえたからこそ、彼ら悪人にそのような苦痛を感じさせることができたのである⁽³⁾。ここで毛沢東は、厳密な支配体制の存在を認めしたが、これは反革命主義者に対するものだ、と弁解した。しかし、無産階級闘争の拡大により、このような支配体制は、人民大衆の自由を制圧・侵害する源となった。このことは既に争いない事実であり、「胡風反革命集団」事件はその実例である。一九六五年一月、それまで一〇年拘禁されていた胡風は、北京市高级人民法院によって、一四年の有期懲役と六年の政治的権利剥奪を言渡された。さらに一九六九年には、「反動的詩文作成」の罪名で無期懲役の追加刑が言渡され、上訴も認められなかった。この冤罪は、一九八八年によりやく改められた。このような支配体制には、こうした悪影響がある反面、凶悪な刑事犯罪の発生を予防する効果もあった。また、この支配体制によって、共産党幹部・政府要員の政治上の廉潔性が保障され、黒社会性犯罪組織が防止された点も、見逃せない。

(3) 思想的要因

中国共産党と政府は、中国の指導思想としてマルクス主義を一貫させ、帝国主義・封建主義の意識形態を排除し、特に資本主義の意識形態に反対してきた。このような教育宣伝と批判は、大規模な民衆運動に依存することが多く、政治運動と経済情勢の変化に直接関わることから、ある意味で強制的である。わが国は、建国以来、解放初期の知識人思想改造運動、政治転換期の政治路線の宣伝・学習、「紅樓夢」研究に関する議論、胡風批判、社会風潮の醇化およ

び極右派闘争、「新人口論」批判、社会主義教育運動など、数回の意識形態闘争を経験してきた。⁽⁴⁾ これらの運動を分析・議論することは、本稿の課題ではない。しかし、ここでは、次の二点を指摘しておく。①これらの運動は、一時的には一定の積極的効果があるとしても、長期的には消極的効果を認めない。なぜなら、「文化大革命」のような文化独裁は、国民の思想の禁圧・言論の自由の侵害を引き起こしたからである。②これらの運動は、資本主義思潮の制圧と犯罪の抑止に積極的な役割を果たし、黒社会犯罪を防止する大きな要因になったのである。

(4) 国際的要因

中国は、鎖国政策によって資本主義国との交流を拒否したために、一方では、西側先進国の経営管理方式を取り入れられず、西側文明からの栄養摂取が不可能になった。しかし、他方では、それにより西側思想の腐敗部分や国外黒社会勢力の流入が阻止された結果、黒社会犯罪の発生・黒社会組織の成立が抑止された。

黒社会犯罪の歴史的空白期間は、中国の刑事事件の発生数・発生率が最も低い時期であった。しかし、我々は、そのために中国人民が莫大な対価と犠牲を払ったことを、決して忘れてはならない。

三 黒社会犯罪の改革开放後の発展

1 黒社会犯罪の概念

我々の調査によれば、改革开放後の中国大陆における黒社会犯罪組織には、低段階から高段階への発展傾向が見られる。すなわち、一般犯罪集団から黒社会性犯罪組織を経て黒社会犯罪組織へと至る発展である。この発展は、大きく二段階に分けられる。第一期は改革开放初期から一九八〇年代末、第二期は、一九九〇年代初頭から二〇〇〇年末頃である。

ここでは、誤解を避けるため、いくつかの用語の内容を整理しておきたい。

(1) 「黒社会性犯罪組織」 これは、「黒社会性犯罪組織」と「黒社会犯罪組織」とを含む。「黒社会性犯罪組織」は、「黒社会犯罪組織」の初級段階の現象であるが、その性質は既に黒社会犯罪組織である。黒社会性犯罪組織と黒社会犯罪組織とは、性質で区別されるのではなく、量的差異にとどまる。

(2) 「黒社会性犯罪」 これは、「黒社会性犯罪」と「黒社会犯罪」とを含み、黒社会性犯罪組織・黒社会犯罪組織の構成員が実行する犯罪行為・犯罪活動である。犯罪組織と犯罪行為とは、密接に関連するが、両者の区別に注意する必要がある。

(3) 「黒社会」 これは、黒社会組織が占拠・支配する勢力範囲をいう。その形成する掟は、黒社会の行為基準・社会準則になる。

(4) 「犯罪集団」 これは、中国の警察当局が古くから用いる用語である。本稿の資料のほとんどは、警察当局に依拠している。そこで、我々は、その伝統を尊重して、開放的な犯罪組織のみならず、確固とした組織性を有する犯罪組織および高度に組織化された黒社会性犯罪組織をも包括するものとして、この用語をそのまま用いることにした。

2 黒社会犯罪の第一次発展（一九七九年～一九九〇年）

この時期における黒社会（性）犯罪の発展は、多数の犯罪集団が出現し、その多くが黒社会性犯罪組織に転化して、構成員数が徐々に増加した特色をもつ。わが国の黒社会犯罪には、その発展当初から二つの側面がある。第一は、国内の黒社会性犯罪に由来する組織、第二は、中国に浸透した国外の黒社会犯罪組織である。両者は、相互に関連し作用しつつ、黒社会犯罪の発展を促進した。以下では、この二側面を簡明に論じる。

(1) 国内黒社会犯罪の発展

中国の黒社会犯罪は、主に犯罪集団から発展したものである。改革開放後、多数の犯罪集団が出現し、黒社会犯罪の先駆けとなった。犯罪集団の出現と犯罪現象の深刻化とは、因果的に関連する。犯罪現象の深刻化は、犯罪集団の出現を助長し、多数の犯罪集団の出現は、犯罪現象の深刻化を反映すると同時に、犯罪現象深刻化の一因でもある。犯罪事件全体に占める集団犯罪の割合が日毎に増加し、数多くの重大犯罪が犯罪集団によって行われてきた。この犯罪集団が一段と悪性を増すと、黒社会犯罪となる。

改革開放後、一時的に治安が回復した一九七八年（犯罪の発生件数・一九七七年の五四万八四一五件から五三万五六九八件に減少）を除いて、わが国の治安状況は全体的に悪化の一途を辿っている。一九七九年に発生した刑事事件は、六三万六二二二件であり、前年より一〇万五二四件増加した。そして、一九八〇年には前年より一二万八八二件の増加、一九八一年には前年より八九万二八一件の増加をみせた。数年連続で一〇万件を超えた刑事事件数は、当時の社会治安の深刻さを浮き彫りにした。一九八二年から刑事事件の取締運動が展開された結果、一九八二年の刑事事件発生数は、前年より一四万一八〇五件の減少に転じた。

刑事犯罪の深刻さは、大中都市に顕著である。一九七九年八月〜一〇月の短期間に、北京・天津・上海の三都市だけで九九件の殺人事件、一四一件の強姦事件、六一六件の強盗事件が発生した。これらの事件の多くは、犯罪集団によるものであり、類似事件は他の地方にも見られた。

一九七九年の全国都市治安会議の後、大中都市を中心に治安維持運動が展開され、刑事事件は厳しい取締対象となった。北京・上海・天津等の統計によると、同年一年間に取締を受けた犯罪者数は一万九〇〇〇人余、摘発された刑事事件は一万一〇〇〇件、壊滅された犯罪集団は三四〇〇組に上った。一部の犯罪集団は、強固な組織性を有し、極め

て卑劣な手段による計画的な犯罪活動を行って、社会の治安と国民の生活に多大な損害を与えた。我々は、このような犯罪集団を転換期の黒社会性犯罪と位置づけた。

中央人民政府は、社会治安の悪化に対して、一九八三年八月に全国の刑事犯罪者嚴重取締の決定を下し、「三年為期・三個戦役・二年見効・三年好転」〔三年間に三つの行動を段階的に実行すれば、二年でその成果が現れ、三年後には社会治安が良好となる。〕を盛り込んだ。同年同月より、全国人民代表大会常務委員会の決定に基づき、中央人民政府の主導下で刑事犯罪活動の嚴重取締を行う第一次行動を実施して、計一〇万組の各種犯罪集団を摘発した。「嚴重取締」の第二次行動では、全国三万一〇〇〇組の犯罪集団の取締を行い、一三万人の犯罪者を収容した。その重点は、不良青少年集団等の犯罪集団に置かれた。不良青少年集団は黒社会性犯罪組織の未成熟段階にあり、その取締効果が黒社会性犯罪の予防に直接結びつくからである。

一九八六年三月には、各地で「嚴重取締」の第三次行動が展開された。黒社会性犯罪集団が多大な社会的危害性を有することから、公安部は、これを取締の重点とした。この行動では、黒社会性不良青少年集団のみならず、黒社会性暴力集団も厳しい取締を受けた。

一九八六年年末までに、三年間にわたる「嚴重取締」は完了し、全国で計一九万七〇〇〇組の犯罪集団が摘発され、八七万六〇〇〇人余の犯罪者が処罰された。この期間に発覚した刑事事件は、主に黒社会性の不良青少年集団・麻薬犯罪組織・人身売買犯罪組織・暴力犯罪組織によるものであった。このうち、黒社会性犯罪組織は、まだ少数にとどまっていた。ここで注目し値する事件を取り上げると、中国東北部の錦州で構成員五人の犯罪集団が摘発されたが、その四人が鉄道警察官・鉄道警備員であった。彼らは三八件の刑事事件に関与していたが、その勤務先の上司は全く気づいていなかったという。この事件は、警察と匪賊とが結託したときの恐怖を示している。

この「嚴重取締」の三段階行動によって、売春・麻薬吸食・賭博・猥褻物頒布等の違法行為を取締った結果、社会の醜悪現象の抑制、犯罪者の犯意制圧、社会治安の切迫状態の緩和が達成された。その後の中国の刑事犯罪発生率は四年連続で低下し、人口一〇万人中の刑事事件発生数は六〇件・五〇件・五二件・五一・九件と減少した。

しかし、このような「嚴重取締」の高圧体勢下で治安が回復しても、それは一時しのぎにすぎない。なぜなら、治安悪化の直接原因である政治的・経済的・文化的環境は、根本的に変わっていないからである。「嚴重取締」行動以後の重大刑事事件の発生率は、再び増加する傾向にある。そこで一九八七年から、重大犯罪の全国的な嚴重取締を継続して犯罪者を処罰する方針が樹立されたが、根本的な治安悪化の勢いは止まらなかった。

当時の統計によると、全国の刑事犯罪事件の発生数は、一九八七年が五七万四三九件、一九八八年が八二万七五九四件、一九八九年が一九七万一九〇一件、一九九〇年が二二万六九九七件であった(一九八七年～一九九〇年の人口一〇万人あたりの犯罪発生件数は、五四・一二件、七七・四件、八一・九九件、二〇〇・八〇件となった)。この発生数の増加に伴って犯罪集団数も急増し、一九八七年に被摘発犯罪集団は三万六〇〇〇組、被逮捕構成員は一三万八〇〇〇人であったが、一九九〇年は、各一〇万五二七組・三六万八八八五人となった。この時期には、犯罪集団の摘発数が大きく増加し、生活に対する国民の安全感は大きく脅かされた。一九八九年・一九九〇年は、中国大陸の黒社会犯罪の新たな転換期であった。これを受けて、中央政法委員会は、一九九〇年に次のように論断した。

「各種の刑事犯罪活動類発の原因は、犯罪集団の増加にある。しかも、これらの犯罪集団は、徐々に黒社会組織と化し、国内の刑事犯罪の被害を段階的に増大させる直接原因となっている。都市部・鉄道沿線地域の犯罪者集団による犯行のみならず、農村・郷鎮〔町村〕の不良青少年集団・悪徳首領の活動も活発化しており、特に犯罪集団を結成する労働改造釈放犯・脱獄犯は、悪質な思想・長期的な悪行・厳格な組織意識が特徴的である。このような犯罪集団

は、警察の監視・取締を逃れる能力が高く、既に黒社会性犯罪集団と化したものもある。日毎に増加する刑事犯罪活動は、社会の安定・経済の発展・国全体の安全に対して、既に影響を与え始めている。」

この論述は、この時期の黒社会性犯罪の実状・特徴を正確に示しており、ここに、これらの集団犯罪の急激な黒社会性犯罪への変化・黒社会性犯罪の著しい増加を看取することができる。

麻薬犯罪は、歴史的にも現在でも黒社会性犯罪の重点である。その特徴は、犯行の組織化・専門職化・国際化である。最も早くから犯罪集団・黒社会性犯罪集団の姿が見られたのが麻薬犯罪であり、一九八〇年代後半には、麻薬犯罪の組織化・専門職化・国際化が顕著になった。組織の発展は、犯罪集団の黒社会犯罪組織への転化を加速し、国境を越える麻薬売買の大部分が、組織的・計画的な黒社会性犯罪集団により行われている。これらの麻薬売買集団は、国外のマフィアの首領の指示に従い、長期経営・長期供給・長期売買等の犯罪行為を反復してきた。最近では、高性能の通信・運送手段が使用され、また武装化によって暴力性が一段と高まっている。

婦女児童の誘拐売買と売買春は、度重なる取締や防止運動にもかかわらず、依然として厳しい状況にある。一九九〇年に公安当局が公表した人身誘拐売買事件は、一万八〇〇〇件に上り、一九八五年の三七倍となった。また、同年に摘発された婦女児童の誘拐売買事件は、その七〇%が集団犯罪によるものであった。これらの犯罪集団は、小規模なもので数人、大規模なもので数百数十の構成員からなる。

特に注目する必要があるのは、青少年犯罪集団の黒社会性犯罪集団への転化である。例えば、一九八九年に河南省で摘発された集団犯罪ではその七三%が、一九八九年に山東省で摘発された集団犯罪ではその七八・四%が、青少年犯罪集団であった。この時期の青少年犯罪には、二つの特徴が見られる。第一は、多数の構成員による巨大勢力を背景に、一地域の覇者を僭称し、暴力を用いて反復的に重大な刑事犯罪を行っていたことである。第二は、封建社会の秘密結社

を模倣して厳格な組織構造を形成し、封建秘密結社と同様の同盟を結び、その構成員から首領を選出し、組織の掟や標章を作成し、構成員に組織への忠誠を要求していたことである。この二つの特徴ゆえに、青少年犯罪集団の黒社会性犯罪組織への転化が、容易に進んだ。

また、この時期の黒社会性犯罪組織は、その成熟度も向上した。それは、次の点に反映される。①組織化の程度、すなわち組織の厳密性・強固性が向上し、大規模化したこと、②犯罪の活動範囲が拡大し、旧来のように一定地域に限定されないこと、③犯罪行為が多様化し、二種以上の犯行を行うようになったこと、④暴力の程度が増大し、刃物のほか銃器・爆発物も使用するようになったこと、⑤犯罪組織の資産が拡大・多様化して、その意識が高まり、経済分野に浸透し始めたこと、⑥地方政府機関をはじめ政治・司法への浸透が加速され、公務員・幹部を仲間にして自己の庇護を求め、ひいては相互に結託するようになったことである。典型的な例として、一九九〇年にハルビンで摘発された黒社会性犯罪集団がある。

ハルビン市公安局は、一九九〇年に宋永佳（別号喬四、以下では喬四と記述する）、王偉範（別号小克）、赫偉涛（別号赫痞子）率いる三つの犯罪集団を摘発した。そして四七人の構成員（うち警察官五人）を逮捕し、短銃・長銃二六丁・刀剣一二点を押収した。この三集団が関与した事件は、誘拐・傷害・強姦・強盗・賭博・贈賄など一三一件に上り、その社会的損害は一五二万人民元であった。

この三つの犯罪集団の首領は、いずれも改革開放の際、開拓企業家や香港商社の代理人を名乗って詐欺を行い、不良青少年集団を結集して、一地方を支配する犯罪集団の首領に上りつめた者である。喬四の犯罪集団が最も典型的であるので、これを例に述べる。

喬四は、三回の労働改造を受けた窃盗犯であった。釈放後に不正な手段で龍華建設会社の副主任となった同人は、不

良青少年を結集し、暴力・贈賄を用いて都市開発計画の請負工事を落札し、これを他者に譲渡して不正資金を強要した。また、他の集団との対立抗争も日常茶飯事であった。発生件数は七二件に上り、二〇人の死亡者を出した繁華街での大惨事も、彼らの犯行であった。喬四の人格は異常で、ナイトクラブでの演奏、レストランの特等席、ホテルの客室を自分の好みに変更させるなど、極めて悪質な横行ぶりであった。その非人間的な行動は、一九八九年一二月の夜ダンスクラブの客を殴打し、止めに入った被害者の妻も殴って流産させた事件に、端的に示されている。

このような犯罪集団が長期間取締を受けなかった理由は、獲得した不正資金を用いて政府・行政機関の幹部を抱き込み腐敗させて、身の安全を確保していたことにある。特に警察官が主たる対象とされ、統計によると犯罪集団により腐敗した警察官は六二名もいた。これらの警察官は、犯罪集団から賄賂を受けて、内部情報・秘密・助言を与えるなど保護神として働き、公安局の正常な捜査を妨害した。

一九九一年六月、黒龍江省高級人民法院は、この三つの犯罪集団の犯罪者に対する判決を下した。このうち、一四人に死刑、一〇〇〇人に死刑執行猶予、一人に無期懲役、一四人に一〇年以上の実刑、六人に五年以上の実刑を言渡した。これに類似する犯罪組織は、他の地方にも見られる。ここに、一九九〇年代初期の中国の集団犯罪の状況が反映されている。

(2) 国外黒社会犯罪の浸透

改革開放以前、中国の出入国管理は極めて厳格であり、国外の黒社会勢力の中国浸透は不可能に近く、偶発的に流入しても活動の余地がなかった。しかし、改革開放政策の施行に伴って、国外の黒社会組織が中国に浸透し始めた。

広東省の特別経済区である深圳では、その建市当初から香港・マカオの黒社会勢力の構成員が多様な手段を用いて流入してきた。組織が結成されると、付近の住民を主要な対象に構成員の勧誘が始まった。その手法は、漁師を抱き

込んで国外の組織に加入させ、その後この漁師が親族訪問・旅行等の名目で故郷に帰り、さらに現地の村民を勧誘し組織に加入させるものであった。一九八二年の深圳では、香港・マカオの黒社会組織の構成員七六名が確認されている。

一九八一年一月～一九八二年九月、香港・マカオの黒社会組織構成員は、広州・深圳・廈門・中山等の地域で六五四件が摘発され、八八九人が逮捕された。例えば、一九八二年一二月に雲南省昆明駅で逮捕された麻薬売買者は香港麻薬売買組織の構成員であり、同事件が香港麻薬売買組織の犯行であることが、後の取調で判明した。事件関係者は香港・広州・昆明・大理・ミャンマー各地で計三六名に上り、この麻薬売買組織の首領は、香港黒社会組織の支部長であった。また、一九八二年には、香港黒社会組織による四歳から一二歳の児童七〇名の国外密売が発覚した。当時の香港黒社会組織は、「密輸会社」を設立して構成員を大陸に派遣し、高速艇の利用で極めて高度の密輸成功率を誇っていた。

一九八三年八月～一二月に実施された三段階の刑事犯罪嚴重取締は、香港・マカオ・台湾の黒社会組織の大陸進出を抑制したが、完全な抑止には至らなかった。例えば、香港の黒社会組織「14K」は、一九八四年頃、数人の社会人・学生を加入させ、これらの構成員を使って下位の別組織を設立した。

一九八〇年代後半（一九八七年～一九九〇年）、国外黒社会組織の中国進出が一段と加速し、沿海部の各省から内陸へ浸透する傾向が見られた。わが国の改革開放の拡大に伴い、多くの港が国際社会に開放され、出入国者が急増し、交通機関の使用量も増加した。⁽⁵⁾ こうした状況は、国外黒社会組織を国内に浸透させる大きな要因となった。一九八七年と一九八八年の広東省では、一二四名の香港・マカオの黒社会組織構成員が逮捕され、一九八九年の深圳では、四六組の香港・マカオ黒社会組織の大陸潜入が発覚した。

これらの組織による主な犯罪活動は、次の通りである。

①大陸内での組織結成

この時期、香港の黒社会組織「水房」・「14K」・「和勝和」は、約一〇〇人の構成員を中国大陸に送り込んだ。これらの構成員は、各地に拠点を作って組織を拡大し、深圳市公安局だけでも、三〇〇名以上の構成員が逮捕された。香港・マカオ・台湾の黒社会組織は、犯罪性の高い者のみならず中学生・高校生に、封建社会の結社思想を教化して誘引し、青少年を主要構成員とする黒社会性組織も結成した。このような組織には、各地で対立抗争・誘拐・強盗・麻薬吸食・麻薬売買・密輸・賭博経営・猥褻物頒布販売等を行い、一九八七年に広東省公安部門の取締を受けた「華光教」・「十屋教」・「青龍帶」等がある。

②大陸の避難港としての利用・経済分野への浸透

広東省・福建省では、国外で犯罪を行った国外黒社会組織の構成員が逃亡してくる事案が多発した。一九八六年に香港警察当局が実施した大規模な「黒社会肅清運動」から逃れるため、黒社会組織の構成員が中国大陸に潜入し、広東省だけで三一件の関連事件が摘発された。大陸に潜入した香港黒社会の構成員は、国内企業と提携して合資会社を設立し、商業経営の傍ら当時の状況を伺っていた。上海の会社が香港商社と合資して設立した「国際映画センター」にも、香港黒社会の構成員が関与していた。一九八八年に台湾警察が発表した資料によると、指名手配されていた黒社会組織の構成員約二〇〇名余が、中国大陸に潜入していた。

③麻薬売買

国際麻薬売買集団およびその構成員は、「中国ルート」の確立に精力を傾けた。わが国に麻薬輸送ルートが確立されれば、大量の麻薬製品が中国・ミャンマー・ラオスから香港等を通じて国際麻薬市場に流入することになる。これは、

極めて危険な状況である。国際麻薬売買集団の構成員は、中国雲南省からミャンマー入りして、または他人をミャンマーに派遣して、買い取った麻薬を中国沿海部から香港・マカオに密輸するなどの行為を反復した。一九八八年に全中国で逮捕された外国麻薬売買集団の構成員は、五一七人に上った。例えば、一九八八年には、中国・香港・アメリカ警察の協力により、上海からロサンゼルスへ麻薬を密輸しようとした国際麻薬密輸事件が摘発されている。他方、タイ・ベトナムの麻薬商人等が、中国を経由する麻薬売買を活発に行い、阿片・ヘロインの輸送量が急増し、大量の薬物がわが国に拡散した。一九九〇年には、四川・雲南・甘粛・広東四省の公安機関の協力により国際麻薬販売事件が摘発され、二万二〇〇〇グラムのヘロイン・二〇〇万円の資金が押収された。逮捕された麻薬取引関係者七一名には、ミャンマーの麻薬販売生産者、中国の運搬人、香港の密輸人等がいた。

④密輸・偽造

国外黒社会組織は、黄金・文化財・耐久家電製品・薬物・煙草・稀少動植物・軍用物資の密輸犯罪を活発に行っていた。台湾の黒社会構成員である呉文信は、一九八九年に廈門市公安局に逮捕され、国内の黒社会組織関係者と結託して軍用銃一〇〇〇丁を台湾に密輸していたことが判明した。このような軍用器機の密輸は、この一件のみではない。密輸犯罪の多くは東南沿海部から、最近では北部の遼寧省・山東省に移る傾向も見られる。その規模・数量も巨大化し、その手法も複雑化した。国内外の密輸者は、密輸母船を遠洋・近海に停泊させ、民用船を仮装した子船を海上での積込・荷卸に用いるなど、従来にない分業的手法を用いるようになった。密輸集団は、高速艇や一〇〇〇馬力を超える高速船を使用し、最先端の航海・通信設備、GPSや衛星定位システムで連絡を取り、また武力で海上警備隊・海上警察の取締に対抗している。このような事件は、一九九〇年に一〇〇件以上も発生し、三〇〇余名の警備隊員が負傷した。

人民元の偽造は、主に台湾・香港・マカオの黒社会組織が行っている。わが国は、一九八八年五月から一〇〇元札の流通を開始したが、わずか三カ月で香港の黒社会組織による偽造紙幣が発見された。一九九〇年に福建省公安機関が台湾の黒社会組織の密輸取締を行った際には、大量の偽造紙幣が発見された。

⑤ 密出入国

近年、遠海部の港を経由する密出入国が急増している。一九八六年～一九八九年に国内の各港で摘発された密出入国者は、一九三五人に上り、それ以前の三年間の二倍以上に達した。例えば、福建省泉州市公安局は、児童一九四名を香港・マカオに密出入国させようとした事件を摘発した。その実行者は、「蛇頭」と呼ばれる香港・マカオの黒社会組織の構成員である。

⑥ その他の犯罪活動

国外の黒社会組織は、上記の犯罪活動のほか、中国大陸に潜入して詐欺・窃盗・強盗・風俗経営・公共秩序の妨害・誘拐・売春勧誘等の活動を活発に行っている。

3 黒社会犯罪の第二次発展（一九九一年～二〇〇〇年）

この段階の黒社会性犯罪の特徴は、組織自体の成熟化・黒社会組織の発展加速、一部の地方での黒社会組織の出現である。国内外の黒社会勢力は、相互に結託・協力して刑事犯罪を共同実行し、新たな組織を結成して地域・国境を越えた犯罪も行うようになっていく。一九九〇年代末からは、黒社会性犯罪組織が黒社会犯罪組織へと発展する新傾向が見られる。これは、わが国の黒社会（性）犯罪の重大な転換期である。黒社会組織の存在が、わが国の治安状況を左右している。

(1) 国内黒社会犯罪の変化

一九九〇年代前半(一九九一年～一九九五年)には、普通の犯罪集団から黒社会性犯罪組織への急速な発展が見られる。全国各地に一連の黒社会性犯罪組織が出現し、また、既存の黒社会性犯罪組織も成熟段階に入り、黒社会犯罪組織は転換期を迎えた。

一九九〇年代の中国大陸の社会治安は、依然として厳しい状況にあり、全国の重大事件が依然として増加傾向にある。刑事事件の発生数は、一九九一年・一三六万五七〇九件、一九九二年・一五八万二六五九件、一九九三年・一六一万六八七九件、一九九四年・一六六万七三四件、一九九五年・一六九万四〇七件であった。しかし、一九九二年以降の数値は、窃盗の新たな立件基準が影響したもので、実質的な減少ではない。

このような状況に应じて、全国で摘発された犯罪集団構成員の数も上昇傾向が見られる。一九九一年の被摘発犯罪集団は一三万四〇〇〇組、逮捕構成員は五〇万七〇〇〇人であった。これ以降、一九九二年は一二万組・四六万人、一九九三年は一五万組・五七万人、一九九四年は一四万組・五〇万余人と推移している。これらの数値からすると、この数年に摘発された犯罪集団は一五万組を数え、逮捕された構成員も増加傾向にある。この現象は、犯罪集団から黒社会性犯罪組織への転化傾向、黒社会性犯罪集団の熟成度を示している。

一九九〇年代初頭、山西省运城地域の公安局は、黒社会犯罪集団「狼幫」の一斉摘発を行った。「狼幫」の由来は、兄弟の杯を交わした二三人で構成された集団である。一九八八年、魯利民・張永強を首領とする集団は、無職青年・退学学生を抱き込んで集団を結成し、自らを「狼幫」と称した。その当初の行動は、多数の仲間を暴飲を重ねて暴力・喧嘩、多衆を不法結集するなどの社会治安の妨害にとどまっていた。その後、その規模が拡大するにつれ、多衆を動員して賭博経営・窃盗・強盗等の手段で金銭を集め、周囲の九集団を吸収し、さらには現地の竜居鎮党支部書記を抱

き込み、公安・政法・警察も賄賂で買収し、西安の犯罪集団とも結託して、種々の犯罪行為を繰り広げた。勢力を拡大した狼幫は、二三丁の各種銃器、六キログラムの爆薬、一〇本の自作手榴弾、七〇〇発の弾薬、刀剣類、電子通信機器を保有し、強盗・窃盗・傷害・麻薬売買・強姦・治安妨害等の凶悪犯罪を行い、摘発されるまで全三一八件の犯罪を行っていた。

一九九二年、人民法院は、「狼幫」の主要構成員である張永強ら七人に死刑判決を言渡し、他の構成員四二名にも死刑執行猶予・無期懲役・有期懲役の実刑を言渡した。

三万の人口を抱える遼寧省宮口市の芦屯鎮には、不良青少年として悪名高き段氏四兄弟が住んでいた。彼らは、悪党を集結して二六人の犯罪組織を結成し、二台のジープ、一五丁の猟銃、二丁の拳銃、刀剣類等を保有し、十数匹の闘犬を飼育して、武装匪賊のような悪事を働いていた。現地住民に対する傷害・窃盗・強盗等による金銭奪取・賭博経営・強姦・殺人のほか司法職員の殺害など、一〇年にわたって多様な犯行を繰り返していた。

この極道非道な犯罪集団は、一九九二年に摘発された。人民法院は、主要構成員六人に死刑、他の構成員に実刑判決を言渡した。不法に取得した財物は、被害者に返還された。

これらの事件は、一九九〇年代における中国大陆の黒社会性犯罪組織の状況を反映している。一九九二年、公安部の首脳は、全国の犯罪集団・黒社会性犯罪組織に関して、次のように述べた。「国内の一部の犯罪集団は、黒社会性組織へと転化している。これらの組織は、より緊密化し、合法性を仮装して不法に取得した財貨を用いて、党・政府の幹部や司法職員を抱き込み、自らの身を守る協力関係を作って、犯罪行為を繰り返している。密輸・麻薬売買・銃器密売等の犯罪行為は、既に実質的な黒社会性犯罪である。我々は、この点に注意しなければならない。」

中国大陆の黒社会性犯罪は、一九九三年以降、更に深刻化する傾向がある。一九九四年の全国的な刑事犯罪嚴重取締

運動では、二万組余の犯罪集団が摘発されたが、その一部は黒社会性犯罪組織であった。

一九九〇年代後半の社会治安も、依然として厳しい状況にある。全国の刑事事件の発生数は、増加しつつあり、一九九六年・一六〇万七一九件、一九九七年・一六一万三六二九件、一九九八年・一九八万六〇六八件、一九九九年・二二四万九三一九件となっている。この発生数の高さに加えて、犯罪の形態・手口にも、新たな傾向が見られる。銃器使用強盗事件、殺し屋を雇った殺人事件、重大な経済犯罪、集団犯罪、黒社会性犯罪等は、社会治安・経済秩序の安定を著しく害している。

中国政府は、一九九六年から全国的な「嚴重取締」運動を呼びかけ、同年八月までに、全国で一三万組余の犯罪集団を摘発し、六七万人余の犯罪者を逮捕したが、これには九〇〇組の黒社会性犯罪組織・五〇〇〇人余の構成員が含まれていた。この黒社会性犯罪組織とその構成員に関する数値は、いずれも中国官報に公布されたものである。この「嚴重取締」活動は、一九九六年以降も続けられ、一時的な社会的安定が得られた。しかし、一九九八年以後は、再び犯罪活動が活発化し、地方によっては典型的な黒社会組織が出現した。

吉林省長春市では、一九九八年に殺人・強盗・誘拐・賭博経営・暴力闘争・売春経営を行っていた梁旭東を首領とする犯罪組織が摘発された。この事件での逮捕者は五九人に上り、銃器一〇丁、弾薬二〇〇〇発、各種刀剣類一〇本、乗用車一〇台が押収された。この犯罪組織は、一九九四年から摘発まで七〇件余の事件に関与しており、四人の殺害、三三人の重傷、強盗・誘拐・詐欺等による一〇〇万元以上の現金取得をしていた。

梁旭東は、本名を梁笑溟といい、一九六六年八月吉林省長春に生まれた。中学卒業後の一九八七年、吉林省德惠市食糧運輸会社に入社したが、自動車・証券の密売のための無断欠勤、他人の喧嘩の助勢等を行い、一九九三年には十数人の悪党からなる犯罪集団を結成した。その後、獵銃・拳銃・自動小銃を不法に入手して、長春や德惠で残酷な犯罪

行為を行っていた。

この犯罪集団は、一九九四年に自営業者を誘拐して、その親族から一五万人民币元の不法利益を入手し、他の誘拐事件では債務者の誘拐により五八万円の身代金を取得した。さらに、一九九四年、駐車場工事に絡んで請負業者と紛争状態にあった不動産業者から処理を依頼されて、梁は、一〇人ほどの構成員を連れて工事現場に向かい、交渉が決裂するや拳銃を発砲し、十数人に重軽傷を負わせた。

一九九五年、梁は、政府役人を通じて長春市公安局に入り、人民警察となった。彼は、人民警察の地位を利用して多くの悪行を行った。一九九五年、この犯罪集団は、不動産会社の社長を誘拐して二〇万円の身代金を強要し、台湾商人の経営するレストランに通い、借金名目でこの経営者から一〇万人民币元を強要し、無銭飲食を重ねて、被害額は一九九六年だけで一六万人民币元に達した。この他にも、彼らは、強要・脅迫・強盗等の手段で不法に財貨を集め、賭博経営によって莫大な資金を入手した。その方法は、賭場を開帳してレストラン経営者に呼びかけて高額な賭博参加費を強要するほか、不参加者には殴打・骨折・手足切断など残酷な手段を用いていた。さらに、売春経営もその資金源としており、売春婦の収入の五割を吸い上げ、その方法も極めて卑劣であった。

資金源独占のための他の黒社会組織との抗争も、絶えなかった。彼らは、他の集団の首領を暗殺するなどして、組織の勢力範囲を維持した。彼らは、組織の掟を破った構成員に対し、極めて残酷な罰、例えば、軽度の違反には小指の切断、重大な違反には足の骨折等の罰を加えた。また、この組織は、自己を庇護するため政府官僚を買収した。一九九八年に同犯罪集団が摘発されるまで、腐敗した政府官僚は三五人に上り、中には検察官五人、裁判官四人、警察官一人、他の司法職員四人がいた。長春市中級人民法院は、二〇〇〇年八月、梁をはじめとするこの黒社会組織の主要構成員に死刑判決を言渡し、他の構成員二八名に無期・有期の懲役を言渡した。このような黒社会犯罪組織は、

中国の他の地域にも見られるが、ここでは代表的なものを掲げるとどめる。

(2) 国外黒社会犯罪の浸透

わが国の改革開放政策は、一九九〇年代に入って加速度を増し、国内外の人的交流が活発化し、国内外の往来も著しく増えてきた。国外の黒社会勢力・黒社会組織およびその構成員の中国への浸透も、ますます顕著になった。わが国に浸透した国外の黒社会組織には、香港・マカオ・台湾の黒社会組織のほか、日本の「山口組」、韓国の「コサンリジェ」、イギリスの「チャイニーズドラゴン」、アメリカの「フェロンバン」等がある。中でも、香港の「14K」・「和勝和」・「水房」・「広盛」・「広聯盛」等が、活発に活動している。これらの黒社会組織は、南沿岸部の広東省・福建省のみならず、東沿岸部や内陸部にも浸透しつつあり、現在では中国の一一省に国外黒社会が存在し、その犯罪の規模も種類も、なお発展途上にある。特に一九九〇年代後半、香港・マカオの黒社会組織は、カジノ支配権獲得のために対立抗争を繰り返しており、警察当局の大規模な取締運動の展開もあって、台湾・マカオの黒社会組織とその構成員の中国浸透の傾向がますます顕在化している。香港・マカオ・台湾の黒社会構成員は、中国に侵入して精力的に新拠点を造り、勢力範囲を確保しようとした。福建省福州市に浸透した黒社会組織は、「竹聯幫」・「四海幫」・「天道盟」・「蚩橋幫」・「松聯幫」・「福州幫」・「厦門幫」など主に台湾出身の一七組があり、構成員は総数で一二〇人上った。彼らは、主に福州市内とその近郊の福清・平潭等の沿岸地域で、軍用物資の密売・大量の麻薬製造販売・巨額詐欺・人質事件・航空機船舶強奪・通貨偽造・査証偽造・密輸等の犯罪行為を行っていた。これらの犯行は、地点が多く、線が長く、根が深く、その取締は困難を極めた。彼らは、極めて残酷な犯罪手段を用いて貪欲・頻繁に要領よく犯罪を行い、暴力的対抗手段で公安局の取締に抵抗した。この時期の国外黒社会組織の国内浸透には、次のような特徴がみられる。

① 中国大陸への避難

国外黒社会構成員の一部は、国外で犯罪を行い、警察機関の指名手配を逃れるために中国大陸に潜入する。これは、広東・福建・上海に多い。一九九一年、上海市公安局は、台湾黒社会の首領・林群超の護衛役を逮捕した。同人は、殺人の疑いで台湾警察当局から指名手配を受けていた。これ以外にも、数多くの台湾黒社会構成員が、台湾での犯罪処罰から逃れるため中国大陸に潜入し、偽名を用い家庭を作って大陸を避難先に行っている。彼らは、台湾には戻れないが、簡単に出国できるため、香港・マカオ・タイ・シンガポール・フィリピンを往来して、犯罪活動を行っていた。

一九九二年～一九九四年、深圳市公安局は、三〇件余の事件で香港警察に指名手配されていた香港黒社会構成員の深圳市潜入事件を摘発した。この時、二一人が逮捕されたが、これらの構成員は、深圳市に潜入後も犯罪行為を行い、黒社会組織の結成・犯罪手段の伝播を行うなど、極めて劣悪な社会的影響を及ぼした。ある組織は、会社を設立して犯罪の拠点とし、国内外の黒社会組織が往来する要所として活用していた。

② 中国大陸における組織の結成・黒社会勢力の拡大

このような現象は、広東・福建・上海など沿岸部の各省で特に顕著である。深圳市公安局は、宝安・竜岡・羅湖・南山・福田等の地方で、国外黒社会勢力の組織を摘発した。一九九二年の深圳市だけで、このような事件が二五件もあったとされ、逮捕された構成員は三三八人に上った。一九九二年に深圳市公安局に摘発された代表的な国外黒社会の組織は、「飛鷹幫」・「飛洪幫」である。これらは、香港の黒社会組織が大陸進出後に結成された組織であり、その構成員の二割が香港黒社会組織の構成員であったが、当地の黒社会組織の要職を勤めた。

③ 中国大陸における秘密拠点・連絡部の設置

国外黒社会組織とその構成員は、投資・事業・サービス業等の経営名目で大陸に拠点を置き、勢力範囲の拡大に努めた。その投資先は、主にナイトクラブ、飲食店、バーやディスコクラブ、娯楽場が多く、北京・深圳・福州・廈門等の都市でよく見られる。このような投資は、利益の獲得と同時に不法行為の隠蔽にも役立つ。特に、福州・廈門・珠海のホテル・レストラン・マツサージ場は、その経営者らにより秘密売春宿や秘密拠点として利用され、多様な犯罪行為が行われてた。国外黒社会組織の構成員は、福州に長期滞在して、現地で興業し、閩入札で業務を拡大し、国内に代理人を置き、合資企業を設立し、不動産を購入した。被らは国外で獲得した不正資金を用いて、企業やサービス業を営み、後続の組織構成員に便宜を提供し、現地の不良青少年を利用して犯罪行為を行うなど、その社会危害性は多大であった。

一九九四年に深圳市公安局が摘発した六〇カ所余の賭博場のうち、五〇カ所余が国外黒社会組織の出資により設立されたものであった。一九九八年に深州市公安局が大事件を捜査した際、ある国外黒社会暴力犯罪集団が不動産投資・自動車売買を通じて、当地で三〇〇〇万円の不正資金を洗浄していたことが発覚した。

このほか、別の国外黒社会組織も、中国での拠点づくり積極的に積極的な動きを見せている。彼らは、経済・娯楽・サービス業・商業に浸透して、組織的な活動を強めている。

i 麻薬売買

国外黒社会組織の麻薬売買は、減少傾向どころか増加の一途をたどっている。彼らは、雲南省とミャンマー国境付近に不法侵入し、国境を越えてミャンマーで麻薬を買取った後、中国沿岸部を経て国外へ密輸している。中国に地下工場を作り、合資企業名義で麻薬を生産することで犯行を隠蔽しようとしていた事例もある。彼らの輸出先は、香港・

マカオ・台湾にとどまらず、イギリス・フランス・アメリカ・日本への密輸も行われるようになった。上海公安局は、一九九二年だけで日本密輸用の麻薬一九五キログラムを押収した。麻薬吸食は世界規模で拡大しており、中国でもその現象が見られ始めている。一九九二年の上海では、八〇件の麻薬吸食事件が摘発され、その後も急激な増加を見せている。一九九〇年代後半以降、国外黒社会組織による国境を越えた麻薬の生産・売買・輸送等の犯罪は、日増しに深刻化し、一九九六年には広東省・雲南省の協力により、国際的な麻薬売買事件を摘発して四〇人を逮捕し、五〇八・八五キログラムのヘロイン、三二七万人民元・三二万アメリカドルの麻薬密売資金、七台の高級乗用車、多数の最先端通信設備を押収した。

ii 密輸活動

国外黒社会組織は、銃器・文化財・稀少動物の密輸も頻繁に行う。台湾の黒社会組織の首領は、警察の取締を免れるため同組織の構成員と共に中国に潜入し、福州市に事務所を設け、中国文化財・麻薬・銃器を台湾に密輸していたが、最終的に中国で逮捕された。文化財の密輸は黒社会組織の大きな資金源となるため、彼らは、中国の歴史文明に注目し、大量の中国文化財を国外に密売した。主な密輸先は、香港・マカオ・台湾のほか、アメリカ・日本・イギリス等である。

iii 詐欺

国際社会では、多数の詐欺集団が多様な詐欺活動を行っている。彼らは、改革開放初期、わが国の国外貿易交流が盛んになった契機に乗じて、詐欺活動を反復して多大な不正利益を獲得した。上海での詐欺事件では、国際詐欺集団が、改革初期に著しく不足した原材料を緊急輸入する機会に乗じて、虚偽契約・偽造証明書類・偽造貨物引換書を用いて巨額資金を騙取後に逃亡したり、銀行からの巨額融資を外貨に両替して領得したり、偽造・盗難クレジットカー

ドで金銭・高級品を騙取していた。海事詐欺事件の発生数も多く、上海で摘発された事件は、韓国から古船を買い取った会社が、シンガポールに海運会社を設立し、人件費の安いミャンマー人船員を雇い、シンガポールで貨物運送契約を締結した後、その運輸中に船名・航海日誌を改竄して、積荷を上海で売却したものであった。この事件で、多数の中国貿易会社が被害に遭った。

iv 密出入国

国外黒社会組織の構成員は、国内の蛇頭や不法者と結託し、沿岸地域住民の国外密出国を手配している。例えば、アメリカの黒社会組織の構成員は、密出入国の海上密輸経路を確立し、密出入国者から輸送料として三万アメリカドルを徴収した。台湾その他の国から貨物船を買取って改造し、雇用した外国船員にこの船を中国近海域に待機させておく。結託関係にある蛇頭がこの海域まで密出入国者を輸送してくると、海上で貨物船に乗り換えさせ、そのまま太平洋を横断しアメリカに密入国するという手法が主なものである。一度に密出入国する者の数は、一〇〇人以上が多く、時には三〇〇人を超える場合もある。台湾の黒社会組織が大陸に浸透してからは、福州から台湾に密出入国する事件も増加傾向にある。台湾の黒社会組織の構成員は、福州住民の台湾密入境を一七回手配していたほか、国外に憧れる女性の心理を利用して台湾に密入境させ、国外での売春を強要していた。

v 暴力犯罪

国外黒社会組織は、中国潜入後、多様な暴力的犯罪を行い、殺人・誘拐・窃盗・強盗・売春等の犯罪に関与し、社会の治安秩序に多大な悪影響を与えている。

この時期に発生した国外黒社会組織の中国進出事件には、明確な特徴がみられる。国外黒社会組織の構成員は、大陸の黒社会構成員との連携をさらに強め、犯罪手段も多様化し、中国に新たな黒社会組織を結成することもある。

最も典型的な例は、一九九八年に摘発された香港の張子強・葉繼歆による事件である。

広東省公安局は、一九九八年に九八一〇番事件を摘発し、香港危険人物番号一の張子強および香港指名手配犯番号一の葉繼歆を首領とする暴力犯罪集団を壊滅した。この事件の摘発により、広東省・香港でこの十数年に行われた一〇件余の銃器強盗・誘拐・強盗殺人・爆発事件が解明された。逮捕された犯罪集団の構成員は四〇人余、押収された盗品・不法資金は数億元に上り、また、多数の不動産・銃器・弾薬・爆発物も押収された。

張子強の犯罪集団は、一九七〇年代中葉に結成された。一九七五年と一九九四年に二回にわたり刑務所に収容された張子強は、他の犯罪集団の構成員と知り合い、これらの者は、出所後に張子強の犯罪集団の主要構成員となった。一九九〇年代以降、この犯罪集団の活動範囲は、大陸にまで拡大され、大陸の非行者もその組織に吸収された。この犯罪集団は、わずか数年で張子強など香港人を主要構成員、中国大陸人を下位構成員とする犯罪集団を築いた。他方、葉繼歆の犯罪集団は、一九八〇年代初頭に結成され、香港の葉繼歆を中心とする香港人・中国大陸人合わせて二〇人余の構成員からなる。一九九〇年代初頭、葉繼歆は、数回にわたって大陸で構成員を募集し、銃器・弾薬を不法購入し、これを用いて香港で銀行強盗を行った。一九九一年、張子強は、香港国際空港での一億六〇〇〇万ドル強盗事件に関与した疑いで逮捕され、実刑判決を言渡された。彼は、服役中に葉繼歆の犯罪集団の主要構成員と知り合い、出所後に共同して犯罪行為を行うようになった。彼らは、組織の拡大に応じて、大規模な犯罪計画を打ち出すようになり、社会の安定に大きな危害を与えた。一九九六年に葉繼歆が刑事犯罪撲滅運動で逮捕された後、張子強は、二つの犯罪集団の指揮をとるようになり、後に香港経済界を揺るがす誘拐事件を指示した。香港警察の統計によると、張子強と葉繼歆の犯罪集団合併後に行われた刑事犯罪は十数件あり、それにより獲得した資金で不動産を購入し、その金額は数千万アメリカドルに上った。

この犯罪集団は一九九八年に摘発され、張子強は広東省深圳で逮捕された。この犯罪集団の中国への浸透は、社会治安への影響、国内の黒社会犯罪への刺激、国内外の黒社会勢力の統合促進のみならず、国内の黒社会性犯罪集団の黒社会組織への転化も加速した。近い将来、中国黒社会組織は、国際的な犯罪組織に成長する可能性がある。

四 黒社会犯罪発展の特質と法則

1 黒社会犯罪の改革開放後の特色

中国の改革開放後二〇余年の黒社会(性)犯罪の状況からして、中国大陸の黒社会性犯罪には、次の特徴がみられる。

(1) わが国の黒社会犯罪は、改革開放政策の実施直後に出現した。その主な原因は、二つある。第一は、国外の黒社会組織の国内浸透である。第二は、国内の黒社会犯罪組織の発生である。この両者は、その過程で相互に作用・促進し合い密接に関連しながら、最終的には統合される。この傾向は、中国に黒社会性犯罪組織または黒社会性犯罪が発生した重要な原因である。国内と国外の黒社会犯罪組織の統合傾向は、国内の黒社会性犯罪組織がいずれ国際的犯罪組織になることを浮き彫りにした。

(2) 国外の黒社会組織は、沿岸各省から徐々に内陸へ浸透する。国内に浸透する黒社会組織の数は日増しに増加し、香港・マカオ・台湾・日本・ミャンマー・タイ・ベトナムの順に多い。犯行内容からすると、国外で犯罪を犯して刑罰から逃れるために、中国に潜入して中国国内を拠点として犯罪活動を行っている。彼らは、組織の拡大を図って拠点を設置し、国境を越える犯罪を着々と進めている。こうして、国内外の黒社会勢力または黒社会性組織は、急速に拡大し、集団間の結託も深刻化している。その犯罪手段が多様化・重大化するにつれ、犯罪の種類も、密輸・麻薬

売買・銃器弾薬売買・強盗・密出入国・人身売買・賭博経営・風俗経営・貨幣偽造・誘拐・殺人・傷害・資金洗浄等に拡大している。国内外の黒社会犯罪組織が結託することで、大規模な犯罪・連続的な犯罪が発生し、ひいては国境を越える黒社会犯罪組織が成立した。

(3) 国外の黒社会組織の国内浸透は、国内の黒社会性犯罪組織の成立・発展を促進し、その模範となった。国内の黒社会性犯罪組織は、国外の組織の犯罪手法・手段や組織構造・名称・取締への対応策を模倣することで、真の黒社会組織に発展した。中国の非行者の加入は、国外の黒社会組織にとっても勢力拡大・国外基盤の強化につながる。先の張子強・葉繼歆の犯罪集団がその例である。

(4) 黒社会性犯罪組織には、低級から高級への発展傾向がある。すなわち、一般犯罪集団から黒社会性犯罪組織を経て黒社会犯罪組織へと至る発展過程である。犯罪集団は、黒社会性犯罪組織ではなく、その前身・基礎であり、黒社会性犯罪組織は犯罪集団から発展した組織であることが多い。一九九二年に公安部が主催した犯罪集団撲滅のシンポジウムでは、「犯罪集団は、必ずしも黒社会犯罪組織ではないが、黒社会犯罪組織は、一般犯罪集団から発展したものに違いない」と結論づけられた。犯罪集団は反社会的勢力であるとの見方が正当である。

2 黒社会犯罪組織の諸要因

一般集団から黒社会性犯罪組織を経て黒社会犯罪組織へと至る変化には、次の特徴がみられる。

(1) 組織度の強化

それは、犯罪組織の内部構造の緻密化と規模の拡大である。開放的な一般組織から厳密に構造化された組織に変化し、また構成員数も十数人から数十人に増加する。組織構造は一様でないが、構成員数の増加はどの組織にもみられ

る。

(2) 組織的暴力への変化

それは、組織暴力化と暴力的組織化である。暴力と犯罪組織とが有機的に統合すると、その威力は強大になる。暴力は、犯罪組織の掟を維持する重要手段であると同時に、勢力の拡大と犯罪実行を保障する。犯罪集団が黒社会性犯罪組織または黒社会犯罪組織に進化する過程は、暴力的組織化・組織的暴力の形成過程であり、黒社会性犯罪組織の組織度が上昇すると、組織的暴力も多様化する。使用される武器も刀剣類から銃器・爆発物等のより危険なものに変わり、暴力も組織的に行使される。このような暴力は、犯罪組織の構成要素であり、構成員を首領の指示・命令に従わせる。

(3) 経済基盤の確立・強化

一般犯罪集団は、犯罪を通じて金銭を獲得し、これを構成員の用に供することが多い。しかし、一定の経済力が、あらゆる犯罪集団にとって、黒社会性犯罪組織に変化する前提条件となる。なぜなら、犯罪組織の存続・暴力化には、経済力が不可欠だからである。犯罪組織の組織化・暴力化が高いほど、経済力への依存度も高くなる。経済力が大きければ、犯罪組織の組織化と暴力化の程度も上昇する。それゆえ、一般犯罪集団から黒社会性犯罪組織・黒社会組織への転化には、それ相応の経済力が必要である。彼らは、経済力の獲得過程で、あらゆる手段を用いて資金の取得・貯蓄に努め、これを通じて組織の経済基盤を強化する。暴力的・非暴力的な手段の利用のみならず、経済分野への参入すなわち獲得した不正資金の経済活動への投資も重要である。最近では、強大な経済力を備えることが、黒社会性犯罪組織に共通する現象となっている。

(4) 勢力範囲の確立・拡大・争奪

既に筆者は、「秘密結社をはじめとする旧中国黒社会発展史の研究」と題する論文で、次のように指摘した。

「秘密結社組織の最も重要な特徴は、安定的かつ排他的な活動範囲・勢力範囲を保持することである。この勢力範囲は、行政区分・交通線沿線・都市区域等により区分される。秘密組織は、この特定の勢力範囲から他の秘密結社組織による同種活動を排斥するが、この勢力範囲は、秘密結社組織相互の抗争・併合・合意により形成される。最終的に、この範囲は極道に認知される。勢力範囲の存在は、秘密結社組織の存続・発展の基礎であり、一定の勢力範囲がなければ、秘密結社組織も存続しえない。その勢力範囲は、全秘密結社組織の生命線と言っても過言ではない⁽⁶⁾」。

この二〇年間における中国の黒社会性犯罪組織の発展には、この特徴が著しく反映されてきた。黒社会性犯罪組織の実力は、その勢力範囲を区分する基準となる。その勢力範囲の規模は、黒社会性犯罪組織の実力と正比例する。自己の勢力範囲において、排他的統治が極道により認められ、自己の意識形態と行動基準が遵守される。黒社会は、まさに自らの勢力を頼りに社会に存在するのである。ここで注意すべきは、多数の構成員を抱える大規模な黒社会性犯罪組織は、その威力を背景に他の組織を管理することである。このような黒社会性犯罪組織は、確固とした中核機関を擁し、下位にいくつかの犯罪集団が従属している。平時は各地で活動するが、大きな事件・計画のときは、中核機関の呼びかけに応じて、大規模な犯罪組織を結成する。黒社会性犯罪組織の勢力範囲は、地域・業種によって区画されるが、組織の発展がまだ低いので、地域を越える勢力範囲は見られない。

(5) 犯罪組織発展の二段階

第一の段階は、改革開放初期から一九八〇年代末までの時期である。この期間の特徴は、多数の犯罪集団の出現と数の増加、相当数の犯罪集団の黒社会性犯罪組織への転化である。このような状況は、一九八九年～一九九〇年の犯罪

集団の急激な増加・犯罪行為の過激な暴力化を引き起こし、わが国の黒社会性犯罪の歴史的転換期となった。第二段階は、一九九〇年～二〇〇〇年の時期である。この期間の特徴は、集団犯罪の急速な黒社会性犯罪への転化、黒社会性犯罪組織の成熟化、黒社会犯罪組織への転化の加速傾向である。黒社会性犯罪組織は、量的・質的に著しい変化を遂げ、地域によっては既に黒社会犯罪組織が形成された。一九九〇年代末の黒社会性犯罪組織から黒社会犯罪組織への転化は、明白であり、黒社会性犯罪の発展の第二の転換期といえる。中国大陸の黒社会性犯罪組織の発展は、国全体の犯罪動向と不可分な関係があり、前者は後者の有機的構成部分である。

(6) 犯罪事情の大きな変化

中国大陸の改革開放以降は、刑事事件の発生数の急増、重大事件・凶悪事件の深刻化、犯罪手段の多様化によって、社会治安が大きく害された。黒社会(性)犯罪組織の発展動向も、これとの同調性を示し、低級から高級へ、一般犯罪集団から黒社会性犯罪集団ひいては黒社会犯罪組織へと発展している。組織化の程度が上昇するにつれ、組織の保有する武器・資金も増加し、犯罪組織の勢力範囲が拡大するにつれ、黒社会性犯罪の性質・危害性も大きくなった。左記の表で中国大陸の犯罪状況の推移をみると、一九八九年の刑事事件発生数が二〇〇万件程度であるのに対し、一九八〇年代の刑事事件発生数は毎年五〇～八〇万件程度である。一九九〇年代には、毎年の刑事事件発生数が、一五〇～二〇〇万件前後にまで増加した。

(7) 犯罪組織発展における警察の腐敗・結託

これには、賄賂で司法職員を買収して組織に加入させる方法、組織構成員を司法官庁に就職させる方法がある。最大の脅威は、司法職員・司法官員と組織構成員との結託による黒金司法への転落である。これは、黒社会性犯罪の存続・発展の基礎に関わる問題である。改革開放以降、数回わたる刑事犯罪の嚴重取締および撲滅運動にもかかわらず

表一 1977～1998年の事件発生数⁽⁷⁾

年	1977	1978	1979	1980	1981	1982
発生数	548,415	535,698	636,222	757,104	890,281	748,476
年	1983	1984	1985	1986	1987	1988
発生数	610,478	514,369	542,005	547,115	570,439	827,594
年	1989	1990	1991	1992	1993	1994
発生数	1,971,901	2,216,997	2,365,709	1,582,659	1,616,879	1,660,734
年	1995	1996	1997	1998		
発生数	1,690,407	1,600,719	1,613,629	1,986,068		

表二 1986年～1998年の犯罪集団数⁽⁸⁾

年	1986	1987	1988	1989	1990	1991
発生数	30,476	36,000	57,229	97,807	100,527	134,000
年	1992	1993	1994	1995	1996	1997
発生数	120,000	150,000	150,000	140,000	136,225	—
年	1998					
発生数	102,314					

ず、一部の黒社会性犯罪が長期存続しうる理由は、まさにこの点にある。

(8) 犯罪組織による犯行の多様化

一つの犯罪集団が、多様な犯罪行為を行うことが多くなっている。その手段は、極めて残酷で暴力性に満ちている。彼らは、目的達成のためには結果を顧みない。経済犯罪が暴力的に行われることも多い。殺人・傷害・強盗・誘拐・詐欺・密輸・麻薬売買・賭博経営・風俗経営・猥褻事犯・経済犯罪・資金洗浄等である。

五 黒社会犯罪の発展動向

1 見解の対立（黒社会犯罪存在の否定説）

(1) 中国大陸の黒社会（性）犯罪の発展経過を研究する際には、その歴史・現状の分析の他に、将来の予測・対応策も考える必要がある。中国大陸における黒社会組織または黒社会犯罪の存在については、長い間論争があった。一九九五年、公安部

主催の「組織犯罪理論研究班」⁽⁹⁾結成式では、この点が議論の中心になった。その争点は、典型的な黒社会組織・黒社会犯罪が中国大陸に存在しうるか否かであった。これについては、二つの見解が根本的に対立している。筆者および一部の学者は、その存在可能性を肯定するが、否定的な論者もいる。一九九五年、中国公安部と遼寧省公安厅は、「国内組織犯罪とその対策研究」を共同出版し、全般的に否定論を展開した。同書は、中国大陸特有の政治制度に言及しつつ、中国大陸には黒勢力があるとしても、典型的な組織犯罪は存在しない、と力説した。その理由として、次のことを挙げる。

① 経済面 典型的な組織犯罪が相応の社会勢力になるためには、強大な経済力を必要とする。彼らは、麻薬売買・風俗経営・賭博経営等、多くの財源確保の手段を有するが、これらをわが国の社会環境では行いえない。わが国の政府は、麻薬売買・風俗経営・賭博経営の嚴重な取締を行っており、わが国の政治制度を考えれば、現在も将来も中国大陸で風俗・賭博が公開化される可能性はなく、産業化・大規模化する可能性もない。

② 組織面 組織犯罪の基本的特徴は高度な組織化にあるが、わが国は、人民民主専政国家であり、政権・社会安定を維持するため、全ての民間社團組織を管理する政策が施行されている。このような政策の下では、あらゆる不法組織の存在にも敏感に対応する機能が社会に備わっているため、いかなる大型犯罪組織も存立・発展しうる環境がない。

③ 政治面 世界の一部の国には組織犯罪が既に政治領域に深く浸透しているが、これが、組織犯罪存在の必要条件の一つである。資本主義国家は、複数政党による議会制を採用しているため、各政党間の競争が激しく、選挙に勝つため外来勢力に頼らざるをえないことがしばしばある。これは、組織犯罪が政治分野に浸透する契機となる。しかし、わが国は、中国共産党が統一的に国の政権を握り、中央から地方まで外国勢力に頼る必要がない。この状況が、組織

犯罪の政治分野への浸透を阻止してきた。

近年中国大陸に現れた黒社会犯罪は、犯行の凶悪性・複雑性からすると、既に「小集団犯罪」の範疇を超えている。しかし、これは組織犯罪と異なる。人々は組織犯罪の言葉から、「山口組」・「三合会」を連想するが、現実に国内の「営口四段」・「ハルビン喬四」等の犯罪組織は、これらの国際的犯罪組織のような組織化の程度にない。⁽¹⁰⁾

近年発表された否定論者の新たな論文は、次のような理由を挙げる。

① 中国国内には黒社会が存在する客観的条件がない。黒社会の存在・形成には、二つの客観条件が必要になる。第一は、制御不能な自由経済の発展、第二は、修復不能な政治腐敗である。なぜなら、制御不能な自由経済が黒社会存立の基盤であり、政治腐敗は黒社会が存立しうる政治的背景だからである。わが国は、社会主義計画経済から社会主義市場経済へと転化する過渡期にあり、将来にも経済が制御不能となる可能性はない。また、わが国の政治制度は、共産党の統一的指導であるから、各級の政府が外国勢力の力を借りて自己の発展を図る必要はない。現在、わが国にも腐敗現象が見られるが、党・政府がこの現象を長らく放置することはない。それゆえ、この二つの状況からすれば、わが国に黒社会が形成される可能性はない。

② 中国大陸の犯罪状況からすれば、黒社会犯罪が発生する段階には未だ到達していない。わが国の現在の犯罪状況は、初期の状態から累積する状態へと発展していく段階にある。多くの犯罪集団およびその構成員は、その獲得資金に剰余が生じてきており、その剰余金を投資した積極運用を意図するようになってきている。しかしながら、既に一部では現に投資が始まっているものの、それが成功する時期の到来はまだ先のことであり、黒社会の出現にはなお相当長い期間を要する。

(2) 中国大陸に黒社会が形成される可能性はない、と主張する否定論者は、「国内には黒社会が存在しないと公表し、かつ黒社会という用語の使用を排除すべきである」とし、「マスコミによる黒社会の用語使用も禁止すべきである」と力説する。また、「それにより、国民に心理的安定を与え、黒社会勢力を震撼させる効果がある」とする。⁽¹¹⁾

組織犯罪を研究するには、議論の対象を明確化しなければならない。「組織犯罪」という用語は、国際的に用いられる専門用語であり、イタリアのマフィア・日本の暴力団・カナダのシンディケイト等の犯罪組織による犯罪を意味する。これに関する我々の理解によれば、「国内組織犯罪とその対策研究」で言及されている典型的な組織犯罪は、黒社会犯罪を事実上意味する。議論の中心は、中国大陸に黒社会組織・黒社会犯罪が存在しうるか否かである。ここで注意すべきは、わが国で用いられる黒社会組織の用語には、科学的な意味が含まれ、必ずしもイタリアのマフィア・日本の山口組・香港の三合会のような規模・組織化の程度に達しないものも、黒社会組織といえる。事実、日本の暴力団は、多くの組織から構成されている。現在の五代目山口組は、日本最大の暴力団であり、その勢力範囲は一都一⁽¹²⁾道二府三九県、その構成員は一万八三〇〇人に及ぶ。暴力団にも小規模な組織があり、例えば三代目太州会は、一二〇人程度にすぎない。これらの組織も、性質上暴力団であり、典型的な組織犯罪である。実はイタリアのマフィア・香港の三合会も、一つの総称にすぎない。わが国の議論でも、その中心議題は、中国大陸に黒社会組織・黒社会犯罪が存在しうるか否かであって、山口組・マフィア・三合会のような「典型的組織犯罪」が形成されうるか否かではない。これを明確化した上で、否定論を分析してみる。

まず第一に、中国大陸も、黒社会組織・黒社会犯罪が形成される経済条件を備えている。

生産関係について、経済制度は、本質的に原始共産主義制度・奴隷制度・封建制度・資本主義制度・社会主義制度に分けられる。資源の配分方法によれば、自然経済・市場経済・計画経済に分類しうる。現在のわが国では、社会

主義市場経済が実施されており、実質的には社会主義制度または社会主義条件の下での市場経済である。我々は、既に理論的・実務的にも、社会主義制度の下では犯罪が発生しない、という神話を否定している。それゆえ、当然ながら、社会主義の条件下で黒社会組織・黒社会犯罪が発生しない、とは主張しえない。社会主義制度は、それ自体として犯罪の不発生を保障しうるわけではない。社会主義の市場経済にも、市場経済の根本構造が反映されねばならず、資源の分配方法は、資本主義の市場経済のそれと根本的に異ならない。ここで指摘すべきは、改革開放以来、中国大陆が社会主義計画経済から社会主義市場経済へと転換しており、二〇余年の時間を経て、中国大陆には基本的な社会主義市場経済の初期構造ができてきていることである。このことは、主に市場主体の形成、市場体系の初期確立、価格調整から量的調整への変化、一定程度の市場競争と経済の国際化の進展に示されている。しかし、当時の経済状況は、完全に成熟していたわけではなく、政府の関与もある程度必要であった。社会主義市場経済が初級段階から成熟段階へと転化するにつれ、このような政府の関与は、行政による直接的な介入から、商品価格・賃金・利息等の価値指標によって行われるようになった。社会主義市場経済の条件下では、完全な価値指標は、国民の経済活動および経済主体の行為に対する調整器としての役割を果たし、この点は、西側の市場経済と異ならない。中国と西側先進諸国とは、市場体系の熟達の程度・市場資源の配分が異なるが、同じ市場経済であれば、基本的な経済条件も同じである。西側の経済条件下では、イタリアのマフィア・日本の暴力団のような組織犯罪が形成されたが、中国の経済条件下では、黒社会組織・黒社会犯罪が形成しえないとの認識は、誤りである。

「制御不能の自由経済」という主張も、誤解である。市場経済は、商品経済と同じく伝統的な経済形式である。社会の経済体制は、自然経済から商品経済に変わる。成熟した商品経済は、市場経済を形成する。これが、経済社会の歴史の変遷である（市場経済は、社会的商品経済が高度に発達したものである）。市場経済は、生産力の発展と社会経済

条件の変動に伴って変化する。市場経済の原型は自由市場経済であり、その資源分配は自由競争が基本とされ、政府の機能は法秩序の維持にある。経済社会の社会化進展に伴って、自由市場経済は、国家が関与する市場経済へと徐々に変化し、政府のマクロ管理は、資源配当のもう一つの基本内容となった。現在、西側諸国の市場経済は、マクロ管理下の市場経済といえる。このような市場経済は、市場機能の成熟性と完全性を反映しながら、政府のマクロ管理も反映している。市場経済にも、盲従性があるが、自由経済時代の無政府状態ではない。これを「制御不能の自由経済」とする主張は、正当でない。

ここで、「典型的な組織犯罪」の経済力についても、言及する必要がある。黒社会犯罪組織は、多様な資金確保の手段を有している。麻薬売買・風俗経営・賭博経営のほか、密輸・(自動車)窃盗・誘拐等、特に経済分野への浸透は重要である。国際社会の状況は、一部の国では売春行為・賭博行為が合法化されているが、基本的にこれらの犯罪は厳しく取り締まられている。これは、中国の現状とわずかな相違でしかない。しかし、嚴重な取締は、これらの犯罪の不発生を意味しない。中国大陸では、断続的に刑事事件嚴重取締運動が実施されてきたが、依然としてその撲滅には至っていない。

第二に、政治的観点について、否定論者は、「中国は中国共産党が統一的に指導する国家であり、中央から地方まで外国勢力の力を借りる必要がない」と主張する。しかし、実際には、黒社会勢力の政治への浸透は、主に政府の官僚個人を通じて実現される。政府・党派が黒社会勢力を利用・擁護して政治目的を達成しようとすることは、西側諸国でも特定の歴史条件下で稀にしか見られない現象である。それゆえ、中国共産党・中国政府が黒社会勢力の助力を必要としなくとも、黒社会勢力は、中国の政治に浸透しうるのである。一九八〇年代からの二〇年間、黒社会勢力に買収され、その用心棒となり、結託してその手先となった政府官僚や警察官は、中国大陸に多勢いる。黒社会勢力が断

続的な取締運動から逃れようとするために、このような事態が発生する。それゆえ、いかなる黒社会勢力であれ、それを軽視することは、政治的に危険である。

改革開放以来、わが国の政治・経済・社会情勢は大きく変わった。このため、政治的・意識的・組織的な社会統制力が弱まる傾向があり、一九五〇年代・一九六〇年代のような社会統制基盤が存在しなくなっている。しかし、これに対応する新たな社会統制基盤も、いまだ確定されていない。それゆえ、「わが国には、あらゆる不法組織の存在に対して敏感な反応機能があり、いかなる大型犯罪組織も中国に長期存在する土壌がない」という否定論の見方は、実情に合わない。近年の大規模で強固に組織化された邪教組織「法輪功」は、その典型である。同じような事情は、これ以外にも存在する。そうであるとすれば、何を根拠に黒社会組織・黒社会犯罪が中国には存在しえない、と断定することができるのか。

中国大陸に黒社会組織・黒社会犯罪が発生しうるか否かの議論については、既に争う余地のない結論が下されている。雲南省平遠地区の「黒社会組織と黒社会犯罪」、吉林省長春市の「九八第一号黒社会事件」、広東省仏山市の「水房幫」等は、少数ではあるが危険信号に他ならない。現在は、もはや黒社会組織・黒社会犯罪の存在を争う時期ではなく、既に存在している現象を研究・分析して科学的予測を行い、その予防・対応策を考えて、戦略的な解決方針・政策を確立することが重要になっている。

2 我々の予測（黒社会犯罪存在の肯定説）

将来の予測は、困難であり危険である。なぜなら、いかなる科学的な予測にも限界があり、社会科学には自然科学よりも変数・変量があるからである。このような変数・変量は、極めて把握しにくいので、予測はたちまち限界に至

る。また、将来の予測には、過去の大量の情報・資料や事実が必要となり、その研究を通じて客観的な法則を発見しなければならぬ。しかし、多様な要因から、我々は詳細で正確な統一的情報・資料を入手しえず、予測はますます困難を極める。さらに、予測それ自体にも、誤りの危険性が潜んでいる。困難な予測であるほど、それに連動して誤りの可能性も上昇せざるをえない。

しかしながら、予測の必要性は否定しえない。なぜなら、予測は、人間に行動の方向性を示すからである。予測がなければ、人間は、闇雲で無意味な行動をとってしまう。それゆえ、予測がないよりは、あった方がよい。事物は常に変化しているから、我々もその変化に応じて、その予測を修正しなければならない。

実をいうと、既に本稿前半では、改革開放以降の黒社会性犯罪の発展とその方向性を予測している。例えば、「一九九〇年代末からは、黒社会性犯罪組織が黒社会犯罪組織へと発展する新たな傾向が見られる。これは、わが国の黒社会（性）犯罪の重大な転換期である」、「国内と国外の黒社会犯罪組織の統合傾向は、国内の黒社会犯罪組織がいずれ国際的な犯罪組織になることを浮き彫りにした」との記述である。

このような論評から、重要な点を二つ抽出しよう。①二〇〇〇年以降、中国大陸の黒社会性犯罪の形態は、黒社会性組織から黒社会組織へと転化する。②中国大陸の黒社会性犯罪組織と国外の黒社会犯罪組織との統合は、中国の黒社会性犯罪組織の国際化を招く。この二点を具体化すると、我々の予測の真意が見える。

我々の研究によれば、中国大陸の黒社会性犯罪は、およそ一〇年ごと発展している。すなわち、一〇年分の量的な蓄積を経て、大きな質的变化が起こるのである。二〇〇〇年以後の一〇年間は、黒社会性犯罪の第三発展期にあたる。この時期の特徴は、黒社会性犯罪組織が絶えず成熟度を増して黒社会組織に変わり、その数も増加し、組織化の程度や規模も大きくなり、社会への危害も増大する点にある。また、第一発展期・第二発展期の状況が引き継がれるので、

犯罪集団の数の増加の一途をたどり、犯罪集団から黒社会性犯罪組織への転化も続いていく、と考えられる。この第三発展期には、犯罪集団・黒社会性犯罪組織・黒社会組織の三者が併存し、国内の黒社会性組織と国外の黒社会組織との結託・統合も加速する傾向が見られる。国内外の黒社会組織の結託範囲・規模・速度に関する本予測は、多くの不確定要素に制約される。例えば、黒社会犯罪組織と黒社会犯罪を予防・抑制するわが国の能力、台湾海峡関係の発展、国外の黒社会犯罪組織、特に国外の組織犯罪がわが国への浸透する速度、世界経済一体化の進展等により、大きく異なってくる。これらの未確定要素は、我々の予測にとって大きな障害となる。しかし、黒社会組織形成の原因・条件が存在し続ければ、わが国にも国際的な黒社会犯罪組織が出現することは、時間の問題である。

とはいえ、黒社会勢力の誇張した捉え方は、避けなければならない。近年、ある学者は、「中国大陆には、少なくとも一〇〇万人の黒社会構成員が存在する」と断言している⁽¹³⁾。しかし、我々の調査では、一九九八年に全国で摘発された犯罪集団は一〇万二三四組、逮捕された構成員は三六万一九二七人である。この全員が黒社会の構成員であったとしても、三六万人である。事実、犯罪集団のうち、黒社会性犯罪組織は僅少であり、二〇〇〇年の統計数値は当然変わるとしても、先の論者のいうほどに増加することはないと思われる。

- (1) 天地会の起源については、諸説の争いがある。秦宝琦「中国地下社会」（学苑出版社、一九九三年版）三七―五〇頁を参照。
- (2) 本稿に引用する犯罪数および集団数は、政府当局により多様な形式で公表された数値にすべて基づく。
- (3) 「关于胡风反革命集团的材料」（人民出版社、一九五五年版）。
- (4) 朱育和等編「当代中国意识形态情态录」（清华大学出版社、一九九七年版）を参照。
- (5) 一九八七年の出入国者数は、一九七九年より四・八倍増の約六〇〇〇万人、また、同年の交通機関（航空機・列車・船舶）の運行回数は、一九七九年より約九倍増の四二〇万回以上であった。

- (6) 何秉松「我国黑社会的起源」一九九九年在北京召开的有组织犯罪国际研讨会论文集精选(待出版)。
- (7) 一九九二年以降の大幅な減少は、新たな窃盗立件基準の実施によるものである。
- (8) 一九七九年に壊滅された犯罪集団は、三四〇〇組余であった。一九八三年～一九八六年の「嚴重取締」で捜索を受けた犯罪集団は一九万七〇〇組、検挙された構成員数は八万六〇〇〇人に上った。
- (9) 本研究班は、組織犯罪の理論的問題および立法・司法実務に関する研究を強化する目的で、公安部の承認・指導の下に結成された。特別に招聘された北京市内の大学・研究機関の専門家・学者八名が、その研究員を勤める。
- (10) 「中国目前只有「黑勢力」犯罪不存在「有组织犯罪」公安部第四研究所編「公安決策參考」(一九九五年第二期)。
- (11) 伶永和「关于黑社会犯罪的思考」「公安研究」(一九九九年第三期)。
- (12) 日本の行政区分は、まず一都(東京都)、一道(北海道)、二府(大阪府・京都府)、四三県(沖縄県を含む)に分けられ、その下に市・町(中国の鎮にあたる)・村が位置する。
- (13) 蔡少卿南京大学教授「扫黑必先反腐」中国新闻周刊二〇〇〇年第二〇期。

二〇〇〇年十一月一七日 稿

〔監訳者あとがき〕

犯罪の現象と規制は、社会の鏡であり縮図でもある。アメリカ合衆国での悲惨な大量テロ殺人事件に対して「犯罪制裁」なのか「防衛戦争」なのか論争がある。アフガニスタンのタリバン集団の行動を「組織犯罪」として捉えることができるが、それも貧困と差別とを抱えた共同体とこれへの国際社会の対応に由来する現象であることを否定しえない。

中国政法大学の何秉松教授が執筆された本論文は、中国の「黒社会犯罪」すなわち「組織犯罪」を対象とする。日

本における「蛇頭」による密入国集団、中国人による強盗・殺人等の凶悪犯罪の増加の背景を知ることにも意義はあろう。しかし、その主題が単なる「犯罪」にとどまるものと考えてはならない。ヤコブ・ギリンスキー教授が、ソビエト連邦解体後のロシアの組織犯罪の現状について論じていた内容を再度想起すべきであろう（Yakov Glimskiy, Organized Crime: The Russian and World Perspective, 神奈川法学二二巻三号（一九九七年）四五―頁以下、同「IV ロシアの組織犯罪―新しい状況への悲観的な考察―」国際シンポジウム「世界的視座から考える組織犯罪」神奈川大学法学研究所研究年報一六号（一九九七年）一三（二四二）頁以下参照）。何教授の本論文も、「黒社会犯罪」を通じて、現代中国の政治・経済・社会の全体像（問題点）をダイナミックに描出されている。すなわち、中華人民共和国の「成立」と「改革開放」とを歴史的な軸として、中国大陆で一度は壊滅した組織犯罪が再び隆盛を極めている「変遷の過程」を詳細に分析し、その「法則」を解明されようとしている。その研究の手法は、従来殆ど外部には知られることのなかった中国の警察統計における詳細な資料に依拠しており、この点からのみでも本論文は一読に値する。しかし、本論文は、新中国成立後の政治社会史の壮大なノン・フィクションの物語としても、大変に興味深いものがある。

筆者である何秉松教授は、北京大学法律系を卒業し、律師として日本戦犯事件や林彪・江青による反革命集団事件の裁判の弁護人としても活躍され、現在は中国政法大学において博士生指導教官・刑事法律研究センターの副主任、北京市法学会理事などを務められ、著作として「法人と刑事責任」、「犯罪構成系統論」、「ヘーゲル哲学の評価に関する若干の理論的問題」、「中国の組織犯罪とその防止」、「犯罪と現代化」など多数あるが、その編著「刑法教科書」（上・下巻・二〇〇〇年）の翻訳が神奈川法学三三巻一―三号、三四巻一―三号に連載されており、日本法にも造詣が深く、中国の特色ある刑法理論家として著名である。また、訳者である馬強氏は、神奈川大学大学院法学研究科において海

事仲裁法の研究で修士号を取得され、現在は北京市で律師として活躍中である。

最後に、本論文の主題は、当然ながら「黒社会犯罪」(組織犯罪)であって、政・官・財の腐敗を吸収して発展する装置としての「犯罪組織」の性格(法則)が適確に分析され、特に最終章五では、民主主義・資本主義と社会主義の市場経済をめぐる「組織犯罪の成否」に関する中国の論争と展望が示され、その提言が重要であろう。